

第 7 期 塩谷町障がい者福祉計画

令和 6 年度～令和 8 年度
(2024年度～2026年度)

令和 6 年 3 月
塩谷町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の性格	3
2 計画の期間、策定体制、推進体制	5
3 社会情勢や国、県の動向について	8
第2章 障がい者を取り巻く状況	11
1 データに基づく町の現状把握	13
2 町民アンケート調査	21
3 事業所ヒアリング	38
4 現状と傾向、課題のまとめ	39
第3章 基本的な方向性	43
1 基本理念	45
2 基本目標	46
3 施策体系	47
第4章 施策の展開 【障がい者基本計画】	49
基本目標1 一人ひとりが輝くための支援体制づくり	51
基本目標2 誰もが互いに尊重し合える学びの機会づくり	59
基本目標3 支え合う地域と安心して暮らせる生活環境づくり	66
第5章 成果目標及びサービスの 見込量と確保策の設定 【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】	73
1 計画の基本方針	75
2 国の基本指針に基づく成果目標	77
3 サービス等の見込量と確保策	86
第6章 計画策定後の推進体制	101
1 推進体制の確立に向けて	103
2 達成状況の点検並びに評価	103
3 計画の見直し	104

資料編.....	105
1 塩谷町障がい者福祉計画策定委員会委員名簿.....	107
2 第7期計画策定経過.....	108

計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条において定義された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上の人及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条1項に規定する精神障がい者（発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。）のうち18歳以上の人並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度について、厚生労働大臣が定める程度である人で18歳以上の人をいいます。

また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児をいいます。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の性格

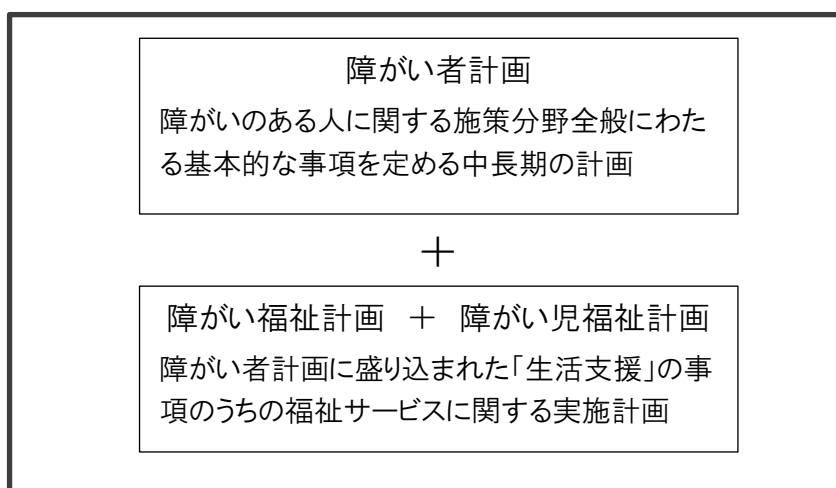
(1) 法令等による根拠

「第7期 塩谷町障がい者福祉計画」（以下、「第7期計画」という。）は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく『市町村障害者計画』と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に基づく『市町村障害福祉計画』、さらに児童福祉法第33条の20第1項に基づく『市町村障害児福祉計画』を一体的に策定するものです。

『障がい者計画』とは、「障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」であって、障がいのある人に関する施策分野全般にわたるものです。また、『障がい福祉計画』及び『障がい児福祉計画』とは、「障がい福祉サービス等の確保に関する計画」であって、主として、地方障害者（基本）計画に盛り込まれた「生活支援」の事項のうちの福祉サービスに関する実施計画の位置づけになります。

これら3つの計画について、塩谷町の障がい者・児を取り巻く現状を把握し、町の実状に応じたまちづくり、地域づくり、支援体制の整備等を、塩谷町地域自立支援協議会を通じて協議し、本町の新しい障がい者施策及び障がい福祉施策の取組として推進していくものです。

○計画の内訳：『障がい者計画』、『障がい福祉計画』、『障がい児福祉計画』の3計画が一体的に策定された計画

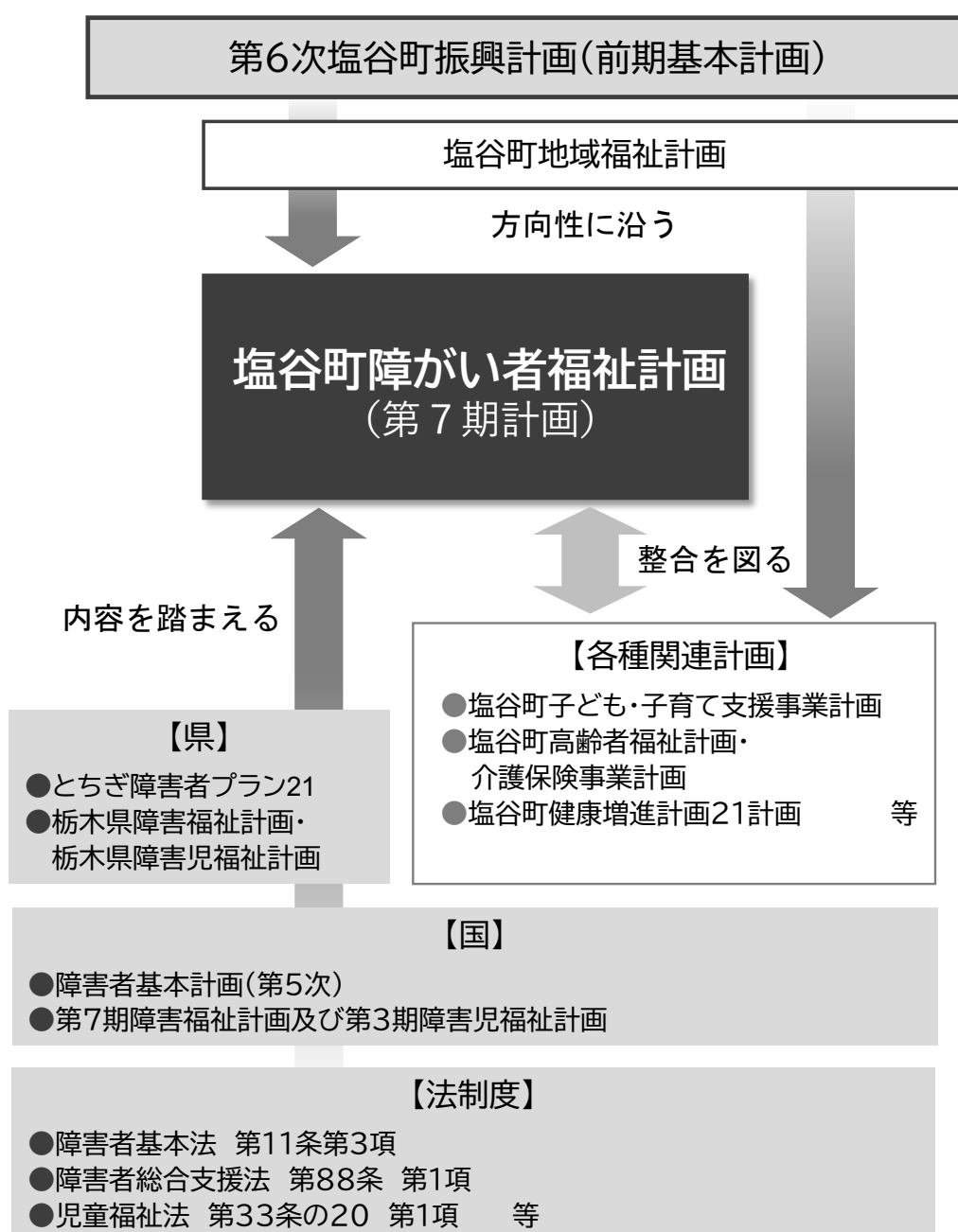


○計画の根拠法：障害者基本法第11条第3項	「市町村障害者計画」
障害者総合支援法第88条第1項	「市町村障害福祉計画」
児童福祉法第33条の20第1項	「市町村障害児福祉計画」

(2) 他計画との関係

第7期計画は、町の最上位計画である「第6次塩谷町振興計画（前期基本計画）」（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度の政策方針や、福祉分野の上位計画である「塩谷町地域福祉計画」（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）の方向性に沿った障がい分野の個別計画として位置づけます。また、本町の「塩谷町子ども・子育て支援事業計画」や「塩谷町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「塩谷町健康増進計画21計画」などの各種関連計画と整合を図るとともに、国の「障害者基本計画（第5次）」や県の「とちぎ障害者プラン21」等を踏まえた計画を策定するものです。

■町の計画や国、県の関連計画との関係図



2 計画の期間、策定体制、推進体制

(1) 計画の期間

第7期計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間の計画として策定します。

■第7期計画及び町の関係計画の期間



(2) 計画の策定体制

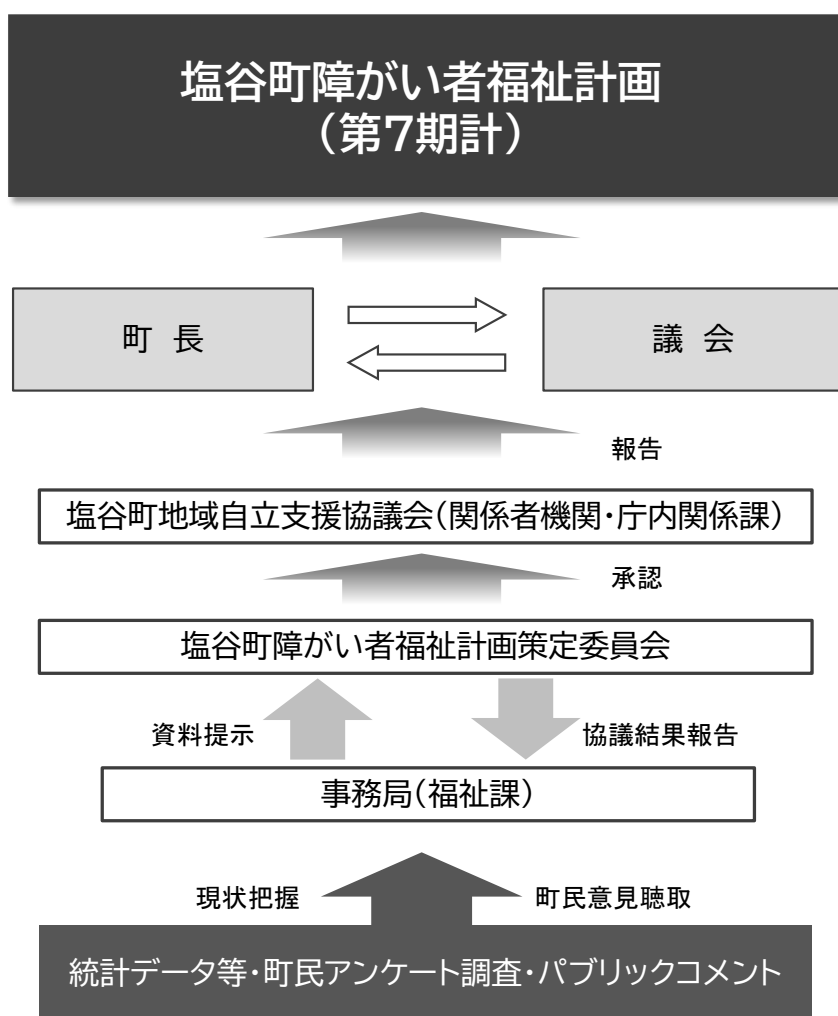
第7期計画の策定にあたっては、障がい者のニーズを反映するべく、町民の代表者、学識経験者、保健・医療分野の関係者、障がい福祉の関係者及び教育や雇用の関係者などからなる「塩谷町地域自立支援協議会」において審議を行います。

また、町内に暮らす障がいのある方の生活や健康、ニーズなどを把握するために町民アンケート調査を行うなど、障がい者施策を検討するための基礎調査を実施しました。

今後、現行計画である第6期計画の点検・評価を行い、内容の見直しを図るとともに、障がい福祉サービス提供量の算定や確保方策を検討します。

あわせて、パブリックコメントを開催し、町民の方々の意見を取り入れ、これをもって第7期計画とします。

■ 第7期計画の策定体制



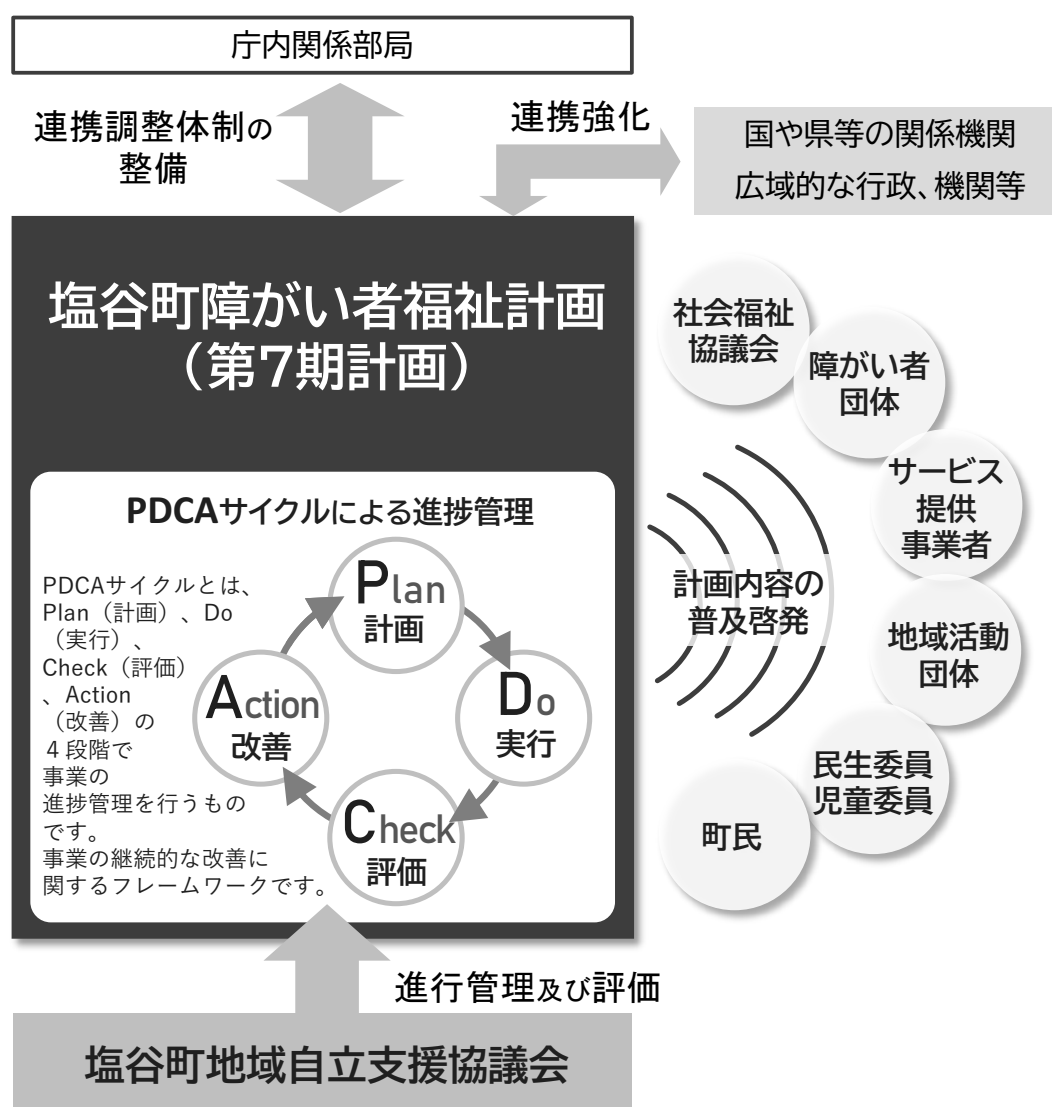
(3) 計画の推進体制

第7期計画を推進していくためには、障がい者福祉施策に関わる行政、社会福祉協議会、障がい者団体、サービス提供事業者、地域活動団体、民生委員児童委員、町民等が本計画の方針を理解した上で、それぞれがネットワークを形成して取り組む必要があることから、第7期計画の内容について普及啓発を進めます。

また、第7期計画の進行管理及び評価にあたっては、PDCAサイクルを活用し、事業者や関係機関によって構成される「塩谷町地域自立支援協議会」において行うとともに、庁内関係部局との連絡調整体制の整備や、必要に応じて障がいのある人及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、総合的かつ効果的な推進に努めます。

さらに、障がい者福祉の中には、町だけで行うことが困難な広域的、あるいは専門的・技術的な事業もあることから、広域的連携の調整など、国や県等の関係機関との連携を図り、事業を推進します。

■ 第7期計画の推進体制



3 社会情勢や国、県の動向について

(1) 近年の障がい者に関わる社会情勢

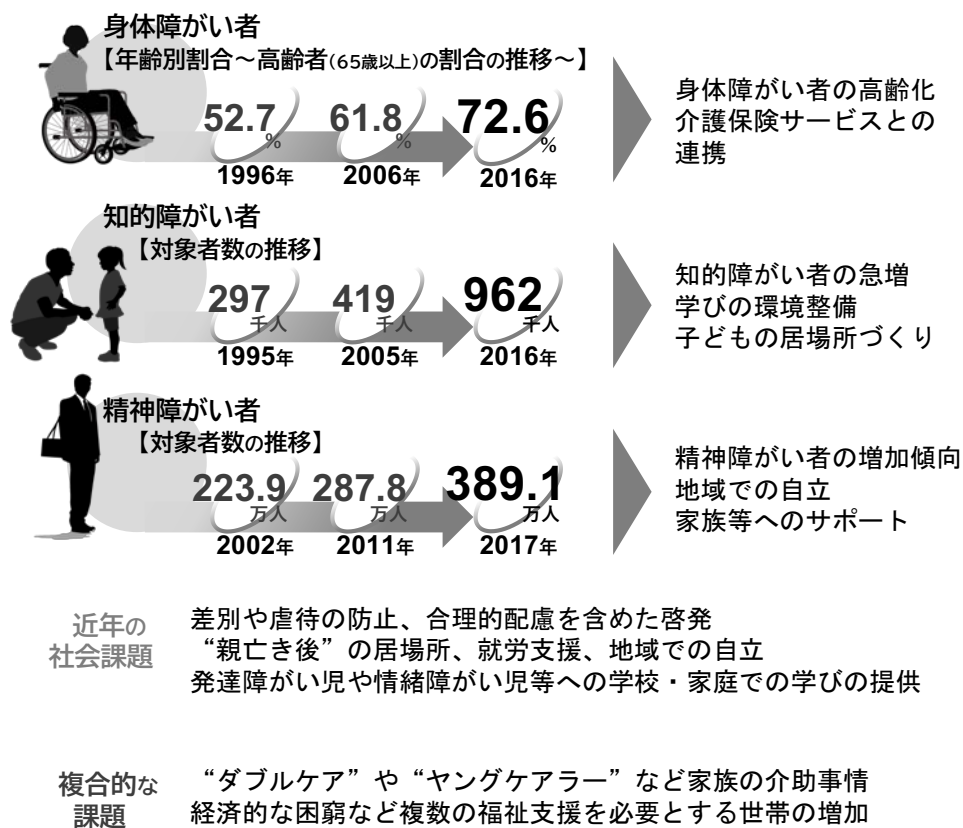
近年の障がい者の全国的な傾向として、身体障害者手帳所持者の高齢化（65歳以上が7割以上）、知的障がい者の増加（10年間で倍増）、精神障がい者が増加傾向、などがうかがえます（令和4年版『障害者白書』より）。

身体障がい者は、医療の発展に伴う障がいとなる原因の予防や改善などが進んだことで、その数は減少しているものの、全体の高齢化が進んでいる状況です。また、知的障がい者は、発達段階で診断される場合も多く、知的障がいなしは発達障がいの研究や認知の広がりにより、対象者が増加していると示唆されています。

また、障がい者を取り巻く状況は、これまでの障がい者への虐待と差別をなくすという社会全体の動きが、行政や民間企業にもよりきめ細かく取り組む姿勢が求められるようになり、学校や家庭でも、均一で平等な教育機会の提供をどのように取り組み支援していくべきかが問われ、さらに、障がい者の保護者の高齢化によるいわゆる“親亡き後”の障がい者の自立や暮らしをどう支援していくかなどが、近年の社会的な課題や問題として注視されています。

加えて、“ダブルケア”や“ヤングケアラー”、“生活困窮”といった複合的な課題や問への対応と支援も同時に求められています。

■近年の障がい者を取り巻く社会的な課題や問題



（資料）令和4年版『障害者白書』をもとに作成

(2) 国の動向・方針

① 障害者基本計画の動向

国では、令和5（2023）年3月14日に、令和5（2023）年度を1年目とする5年間（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）の計画として「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定されました。第5次計画で追加された項目や視点は次のとおりです。

■第5次計画で追加された項目や視点（概要・一部抜粋）

1. 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえる
2. 「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標)の理念の記載
3. 「障害者差別解消法改正法」の内容を記載
4. デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組を推進
5. ヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援の重要性
6. 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を踏まえた取組を推進
7. 虐待の早期発見や防止に向けた取組
8. ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
9. 情報アクセシビリティの向上に向けた、ICT機器の利活用の推進や支援
10. 心身の障害等により制限を付している法令の規定(相対的欠格条項)の見直し
11. 障害児においても、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援を推進
12. 公立小・中学校施設における、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備

② 障害福祉計画・障害児福祉計画の動向

令和5（2023）年5月19日に、厚生労働省から、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針として、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」が発出されました。

「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の概要と、今回改正された内容についての概要は次のとおりです。

■基本的な指針の一部改正により追加された項目や視点（概要・一部抜粋）

1. 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、取組を実施することが必要
2. 地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める
3. 必須事業及び任意事業の内容について、記載する
4. 令和8年度までの各年度における実施に関する考え方及び量の見込みについて定める
5. 広域的・総合的な実施など効果的・効率的な事業の確保方策を定める

(3) 県の動向・方針

栃木県では、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度を計画期間とする『とちぎ障害者プラン21(2024～2028)』を令和6(2024)年3月に策定し推進しています。同計画では、「障害者一人ひとりが自らの意思によって社会参加する“障害者の自立と社会参加”と、県民一人ひとりが障害や障害者、障害者の家族への理解を深め、相互に協力し、共に支え合う社会を実現する“共生社会の実現”）」を計画の基本目標として掲げています。

また、同じ計画期間で『栃木県障害福祉計画(第7期計画)・栃木県障害児福祉計画(第3期計画)』が『とちぎ障害者プラン21(2024～2028)』とともに策定され、本町の第7期計画と同様に令和6(2024)年3月を1年目として計画が推進されています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

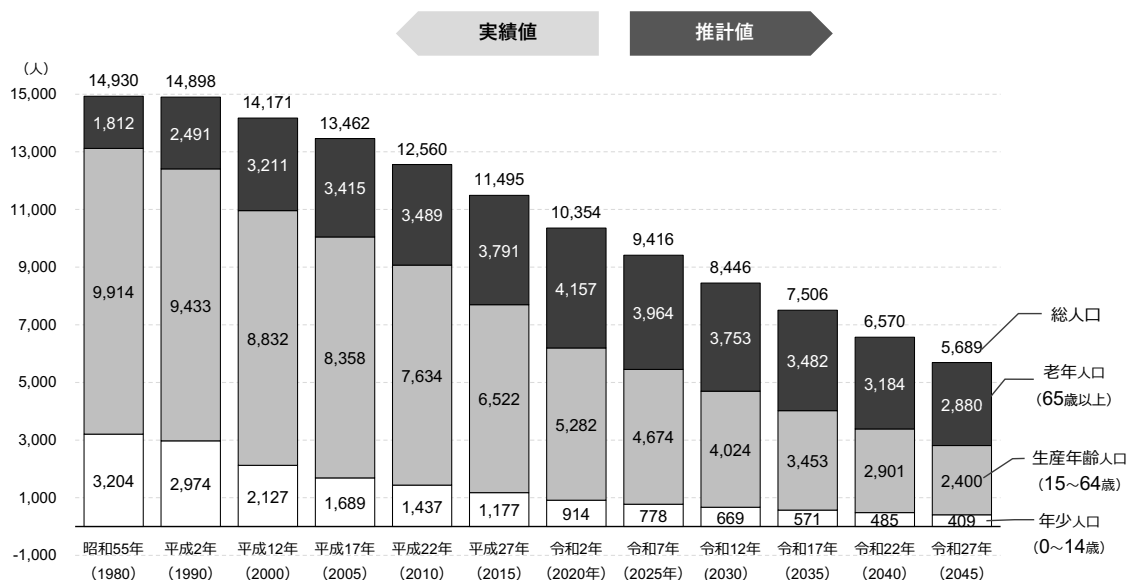
1 データに基づく町の現状把握

(1) 人口の傾向

① 塩谷町の将来推計人口

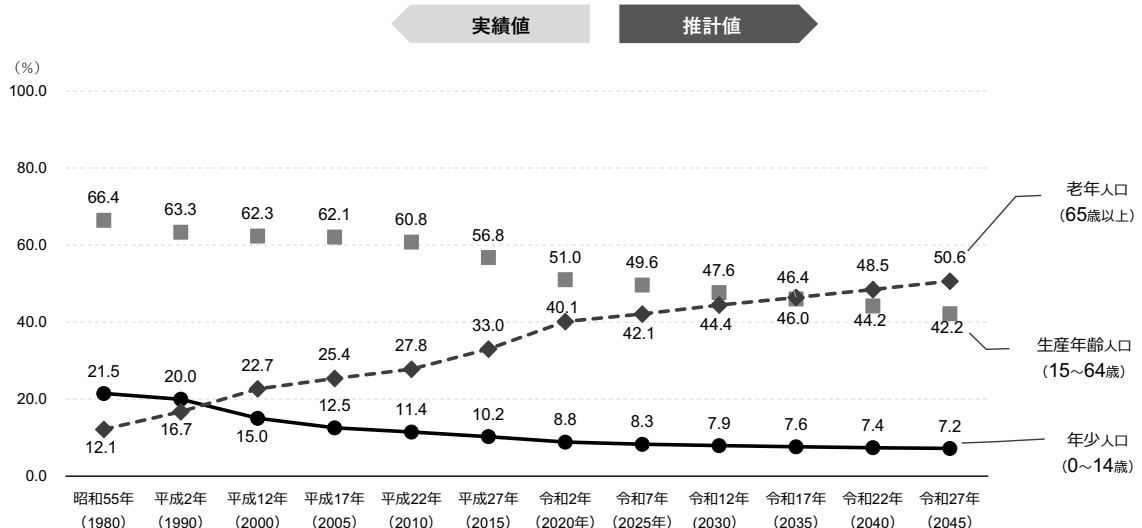
本町の総人口は昭和55（1980）年から減少傾向で推移しており、令和2（2020）年には10,354人となっています。また、年齢構成比の推移をみると、平成12（2000）年には年少人口（0～14歳）が老年人口（65歳以上）を下回り、少子化・高齢化が進行しています。また、令和17（2035）年には、総人口が7,506人となり、生産年齢人口（15～64歳）が老年人口を下回り、人口の半数近くが高齢者となる予測です。

■塩谷町の人口推移と将来推計人口（年齢3区分別）



（資料）実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所

■塩谷町の人口推移と将来推計人口の構成比（年齢3区分別）



（資料）実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所

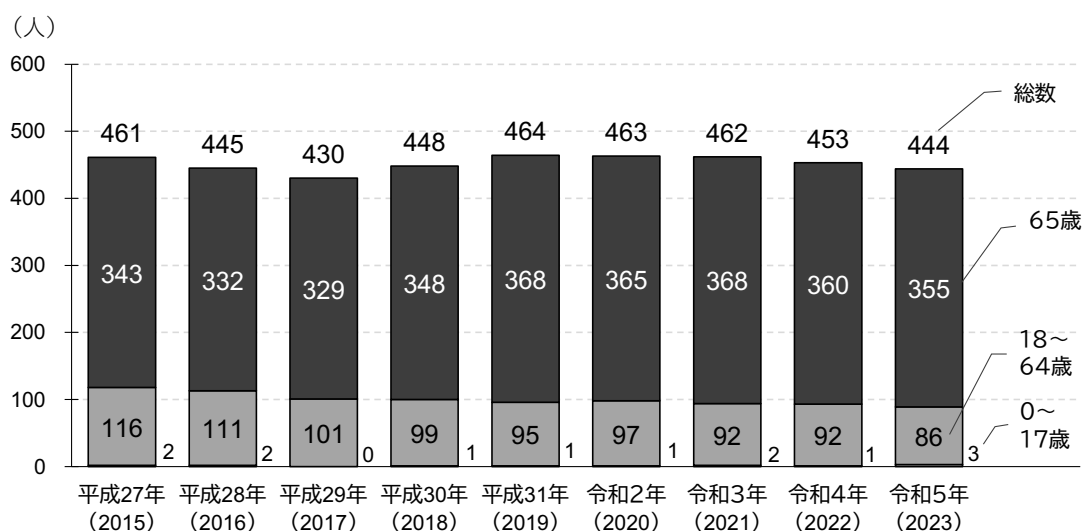
(2) 身体障害者手帳所持者の傾向

① 塩谷町の身体障害者手帳所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数は、おおむね横ばいで推移しており、令和5（2023）年時点で444人となっています。また、全体の8割が65歳以上の所持者となっています。

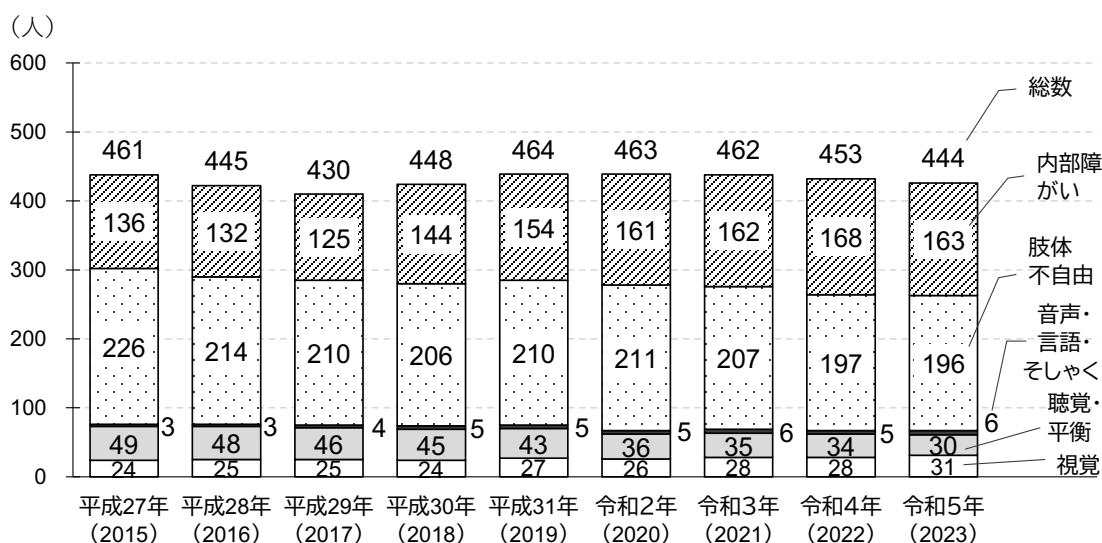
障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く全体の約4割にあたり、次いで内部障がいが多い傾向です。等級別にみると、1級が最も多く全体の約3割にあたり、次いで4級が多い傾向です。

■身体障害者手帳所持者数の推移



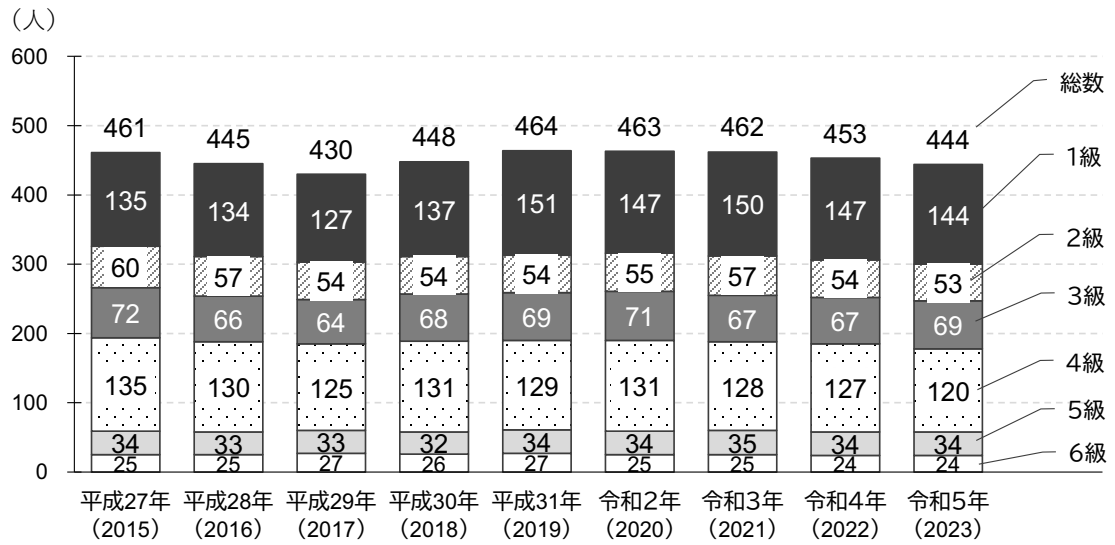
（資料）身体障害者手帳統計資料（各年4月1日時点）

■障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移



（資料）身体障害者手帳交付者台帳（各年4月1日時点）

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

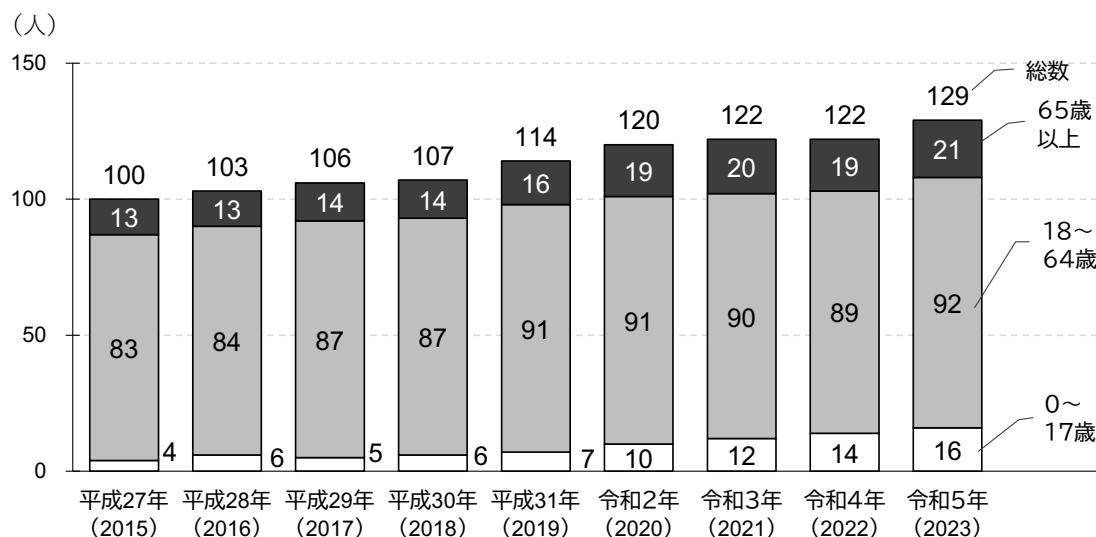


(資料) 身体障害者手帳統計資料 (各年4月1日時点)

②塩谷町の療育手帳所持者

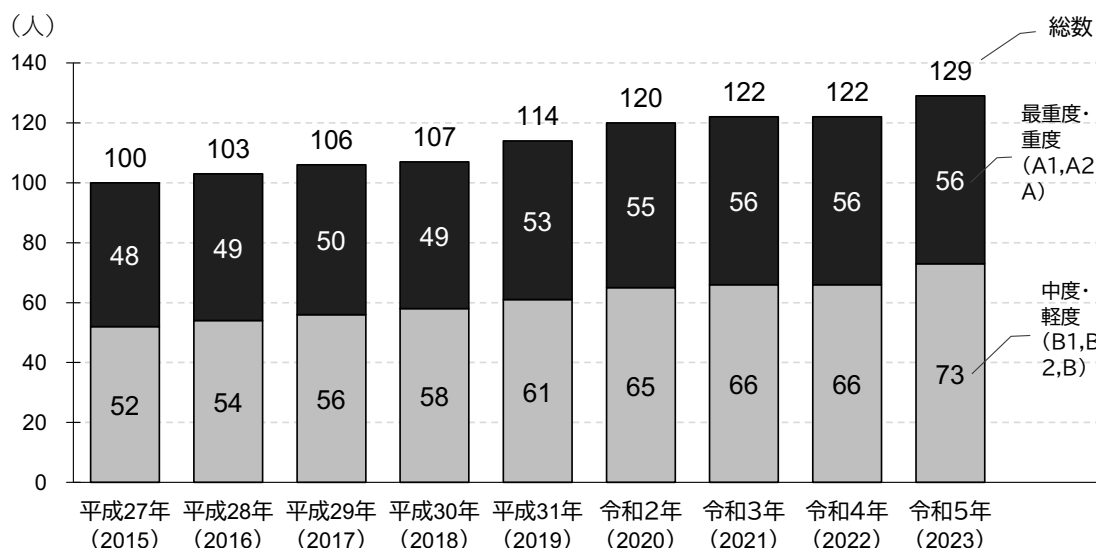
本町の療育手帳所持者数はわずかに増加傾向にあり、令和5（2023）年時点では129人となっています。また、全体の7割以上が18～64歳の所持者となっています。程度別にみると、令和5（2023）年時点では最重度・重度（A1、A2、A）が56人、中度・軽度（B1、B2、B）が73人となっています。

■療育手帳所持者数の推移



（資料）療育手帳交付者台帳（各年4月1日時点）

■程度別療育手帳所持者数の推移



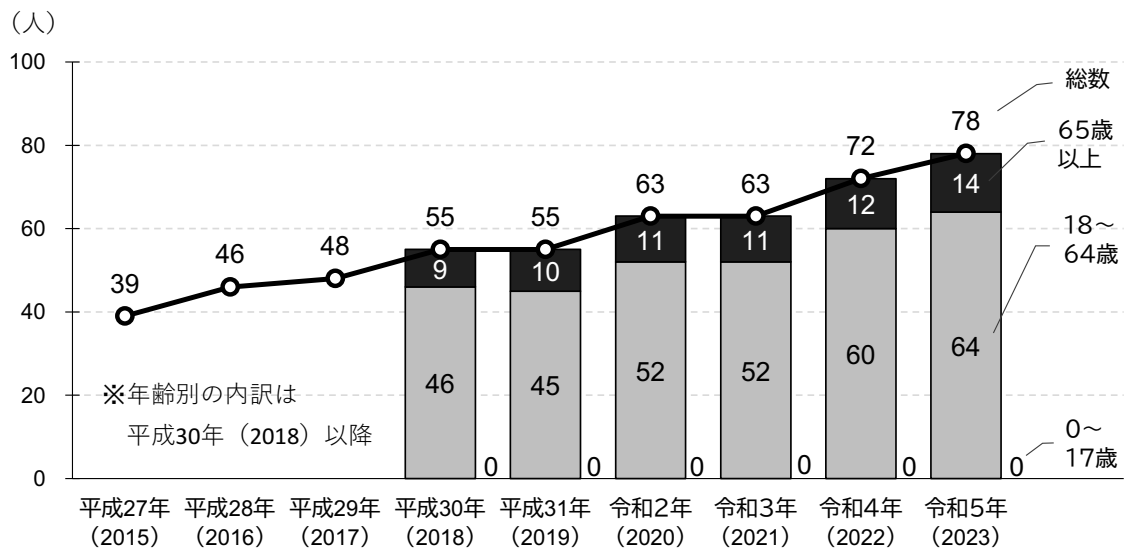
（資料）療育手帳交付者台帳（各年4月1日時点）

③塩谷町の精神障害者保健福祉手帳所持者

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年時点では78人となっています。また、全体の8割以上が18～64歳の所持者となっており、0～14歳は0人です。

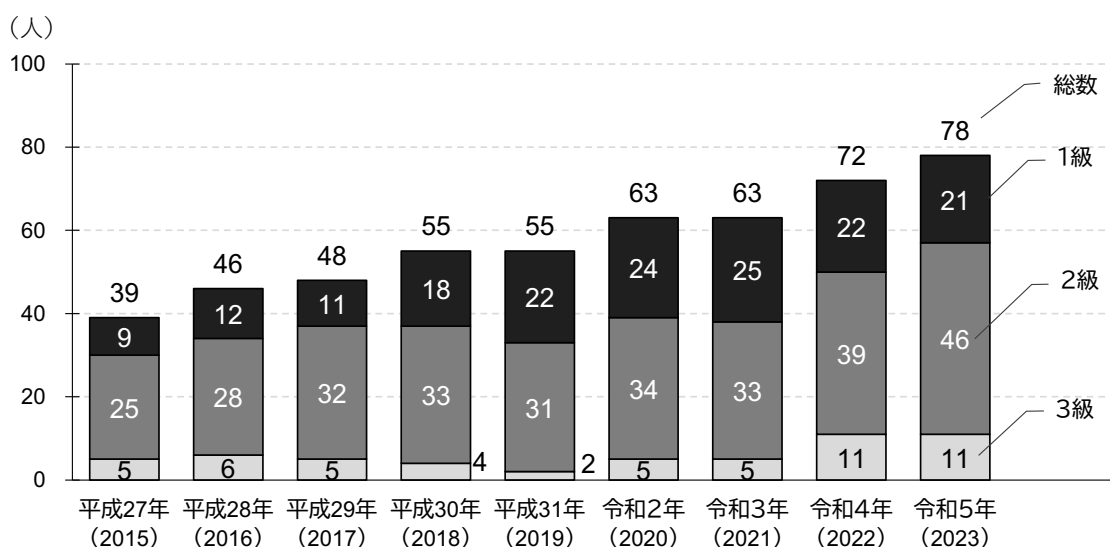
等級別にみると、2級が最も多く全体の6割程度にあたり、次いで1級が多い傾向です。自立支援医療費（精神通院医療）受給者数をみると、増減を繰り返しながらもおおむね増加傾向で推移しており、令和5（2023）年時点では144人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



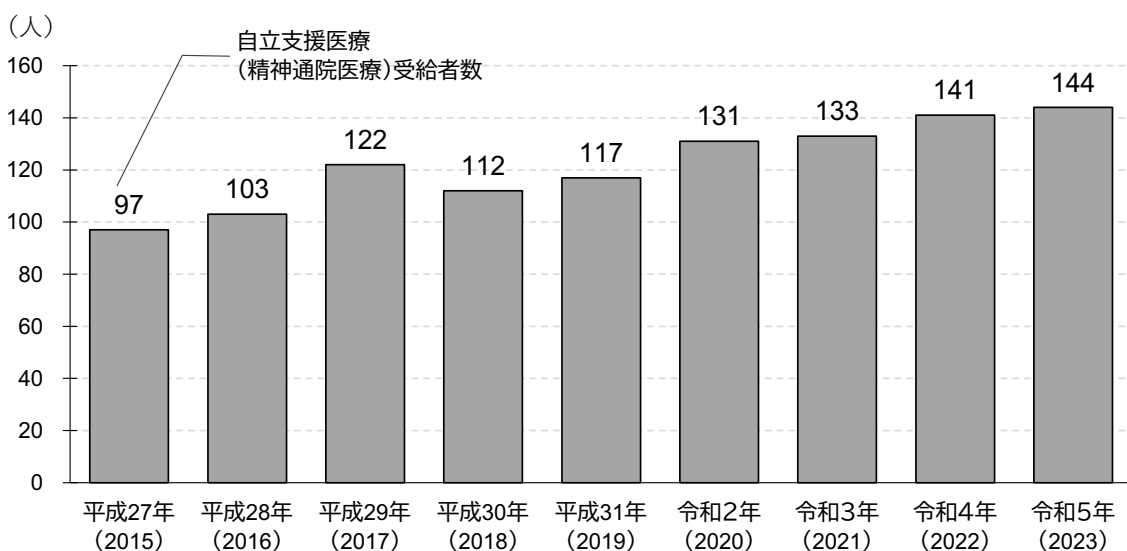
（資料）精神障害者保健福祉手帳交付台帳（各年4月1日時点）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



（資料）精神障害者保健福祉手帳交付台帳（各年4月1日時点）

■自立支援医療費（精神通院医療）受給者数の推移



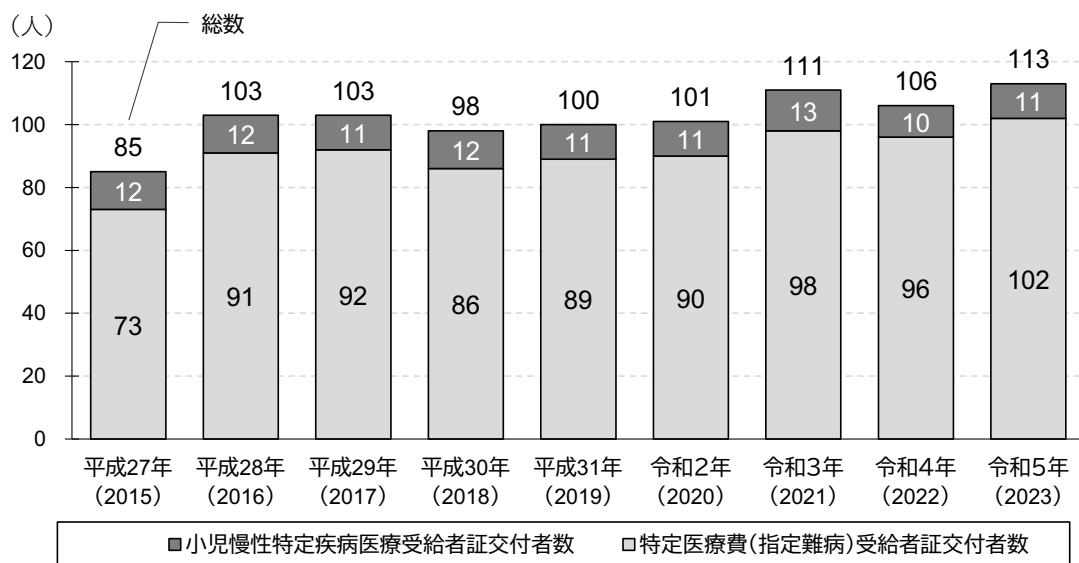
(資料) 自立支援医療費(精神通院医療)受給者台帳 (各年4月1日時点)

④塩谷町の難病医療費助成受給者

本町の難病患者で特定医療費受給者証交付者数は、平成28（2016）年に100人を超え、その後はおおむね横ばいで推移しており、令和5（2023）年時点では113人となっています。

障害者総合支援法による福祉サービスや相談支援等の対象となる疾病は増加しており、令和6（2024）年4月1日より指定難病は341疾病となっています。今後も指定難病が追加されることで、特定医療費（指定難病）受給者証交付者数は増加することが見込まれ、障がい福祉サービスを利用するための障害支援区分の認定者の増加も予測されます。

■難病医療費助成受給者証交付者数の推移

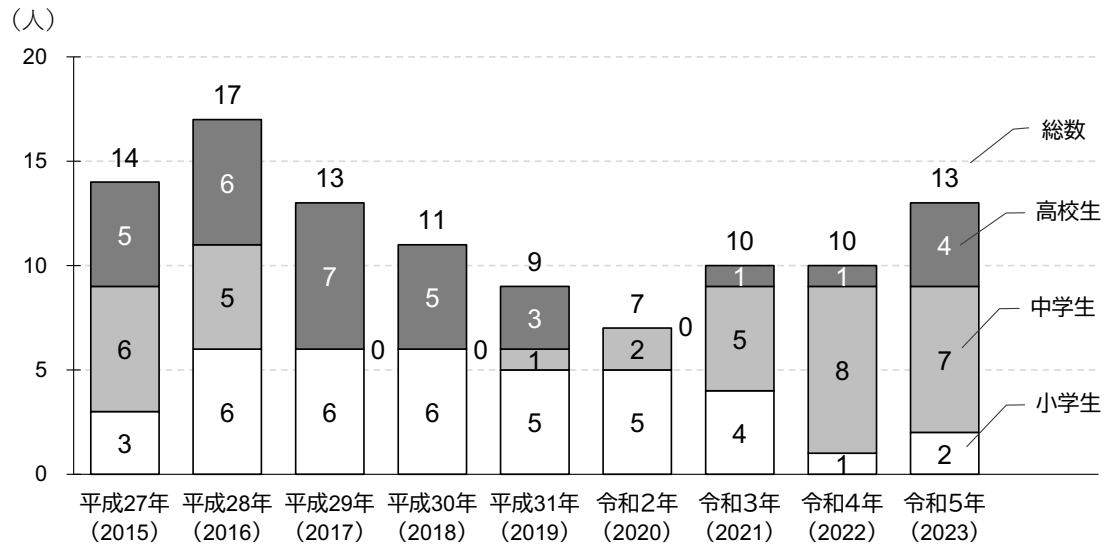


(資料) 受給者証交付台帳 (各年4月1日時点)

⑤塩谷町の特別支援学級・学校※に通学している児童・生徒数

本町の特別支援学級・学校に通学している児童・生徒数は、平成28（2016）年から令和2（2020）年にかけて減少傾向で推移し、その後、横ばいで推移していましたが、令和5（2023）年時点では総数が13人と増加し、その内訳は小学生が2人、中学生が7人、高校生が4人となっています。

■特別支援学級・学校に通学している児童・生徒数の推移



（資料）学校教育課（各年4月1日時点）

※町内在住の小学生、中学生は、町内の各学校に配置されている特別支援学級に通学、若しくは、町外の特別支援学級に通学しています。高校生は、町外の特別支援学校に通学しています。

⑥塩谷町の障害支援区分認定者

本町の障害支援区分別人数は増加傾向で推移しており、令和2（2020）年時点では76人となっています。

■障害支援区分別人数の推移

区分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
区分6	17人	18人	17人	17人	20人	23人	25人	25人	25人
区分5	5人	7人	10人	11人	13人	13人	11人	14人	16人
区分4	12人	14人	13人	14人	15人	17人	20人	16人	16人
区分3	22人	22人	20人	18人	16人	17人	16人	17人	16人
区分2	5人	5人	5人	5人	3人	5人	5人	9人	9人
区分1	4人	4人	4人	3人	1人	1人	0人	0人	0人
区分計	65人	70人	69人	68人	68人	76人	77人	81人	82人

（資料）保健福祉課（各年4月1日時点）

■障害支援区分と利用できるサービス一覧

サービス	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護（ホームヘルプ）	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
同行援護	※1	※1	○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
生活介護	×	×	※2	○	○	○	○
療養介護	×	×	×	×	×	※3	○
施設入所支援	×	×	×	※4	○	○	○
短期入所（ショートステイ）	×	○	○	○	○	○	○
自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援護（グループホーム）については、区分認定を要しません。							

※1 身体介護を伴わない場合は、非該当・区分1でも利用可能です。

※2 50歳以上は、区分2でも利用可能です。

※3 筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者は区分5でも利用可能です。

※4 50歳以上は、区分3でも利用可能です。

2 町民アンケート調査

(1) 調査概要

① 調査の目的

本調査は、障がいに関わる施策をまとめた第7期計画の策定に取り組んでおり、今後の障がい者福祉施策を推進していくための基礎資料の作成を目的に実施するものです。

② 調査の方法

調査票	調査手法
障がい者施策に関するニーズ調査 【障がい者票】	町内在住の障害者手帳所持者521人に調査票を郵送配布・郵送回収して調査を実施。
障がい者施策に関するニーズ調査 【障がい児（保護者）票】	町内在住の障害者手帳所持者及び障がい福祉サービスを利用している児童・生徒の保護者28人に対して、調査票を郵送配付・郵送回収して調査を実施。

③ 配付・回収 → 配付数等について、障害者手帳の種類別の内訳を追加

調査票	配付数	有効回収数	有効回答率
障がい者施策に関するニーズ調査 【障がい者票】	521票	250票	48.0%
障がい者施策に関するニーズ調査 【障がい児（保護者）票】	28票	13票	46.4%

④ 調査結果の見方

- ・比率はすべて百分比で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならないことがあります。
- ・基数となるべき調査数は、Nと表示しており、回答比率はこれを100%として算出しています。
- ・複数の回答が許されている設問においては、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

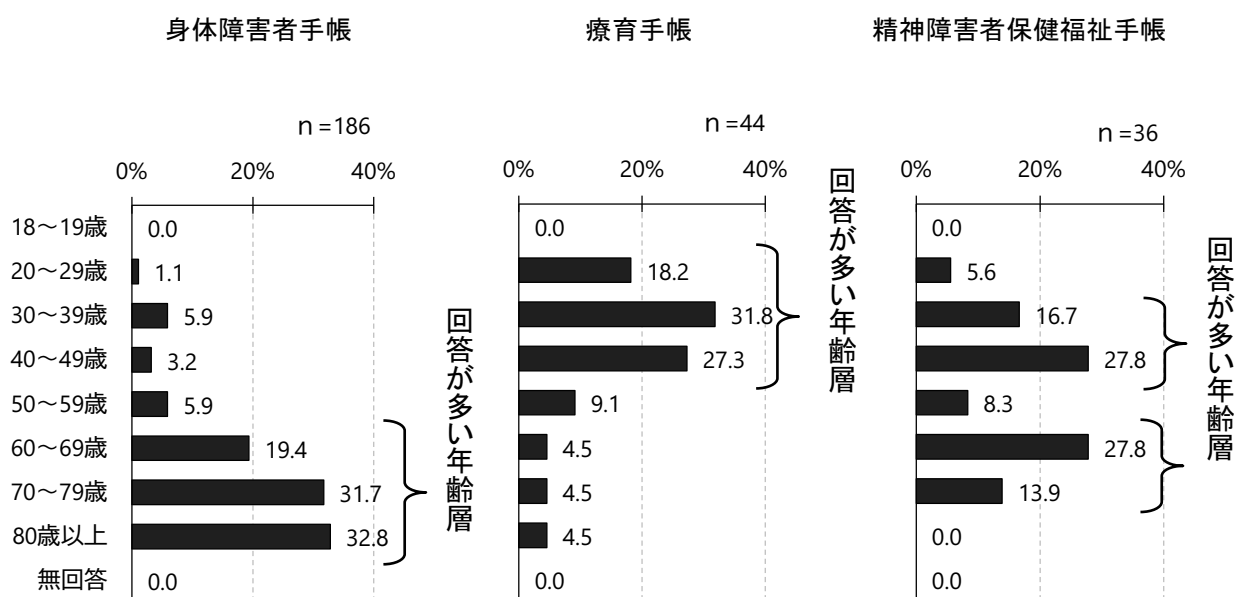
(2) 調査結果（一部抜粋）

①障がい者票

年齢について

種類別に障害者手帳所持者の回答をみると、身体障害者手帳所持者は、60 歳以降の方が多く、療育手帳所持者は 20～40 歳代が多く、精神障害者保健福祉手帳所持者は 30～40 歳代と 60～70 歳代の回答が多くなっています。

障害者手帳の種類別回答結果

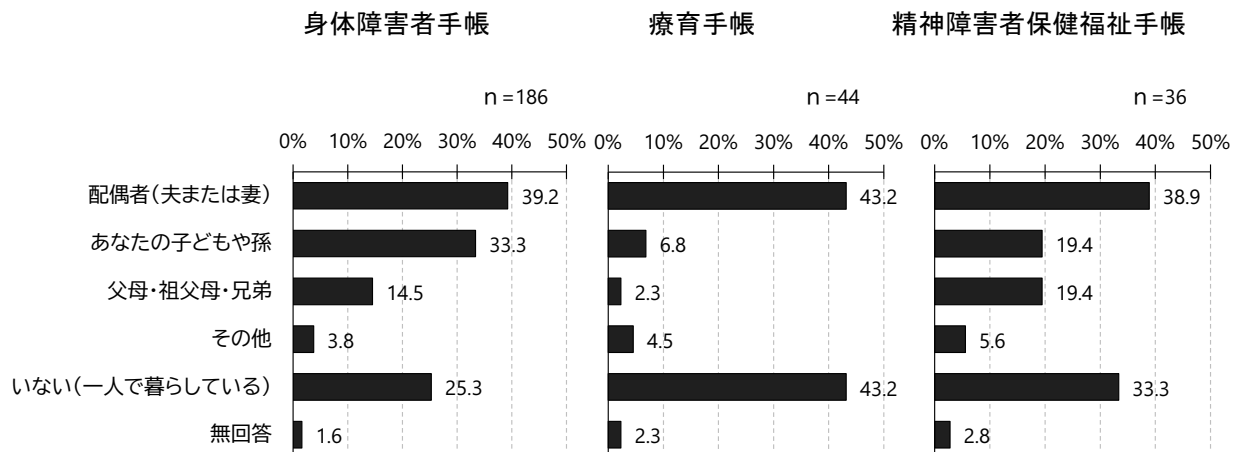


※以降、①障がい者票の調査結果コメントのみ、身体障害者手帳所持者を「身体障がい」、療育手帳所持者を「療育」、精神障害者保健福祉手帳所持者を「精神障がい」と表記します。

一緒に暮らしている人について（複数回答）

障害者手帳の種類別回答をみると、身体障がいでは配偶者や子ども・孫と暮らしている方が比較的多くなっています。療育では半数近くが配偶者（夫または妻）と、または、一人で暮らしている方が多くなっています。精神障がいでは配偶者や子ども・孫のほかに父母・祖父母・兄弟と暮らしている方も多くなっています。

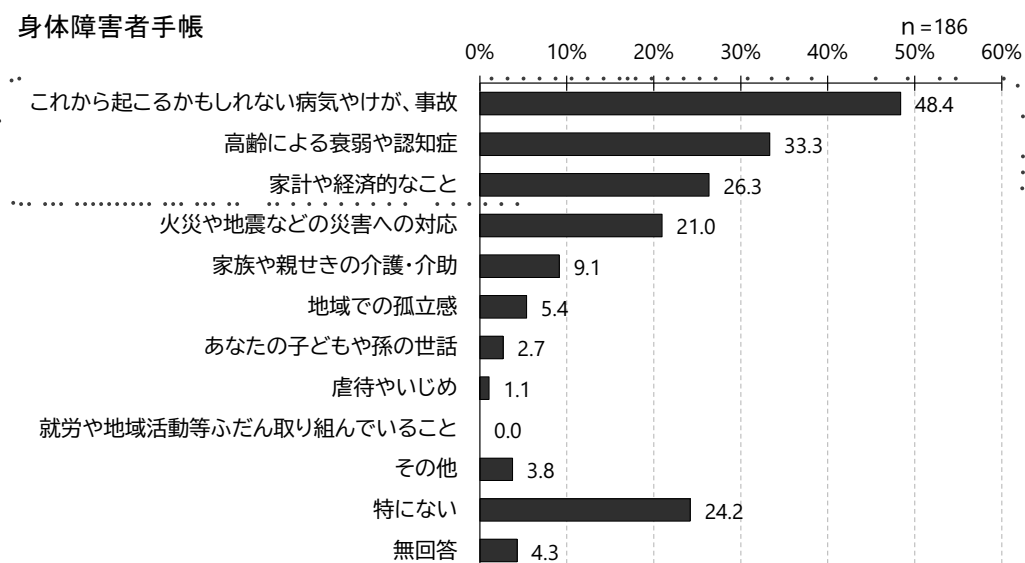
障害者手帳の種類別回答結果



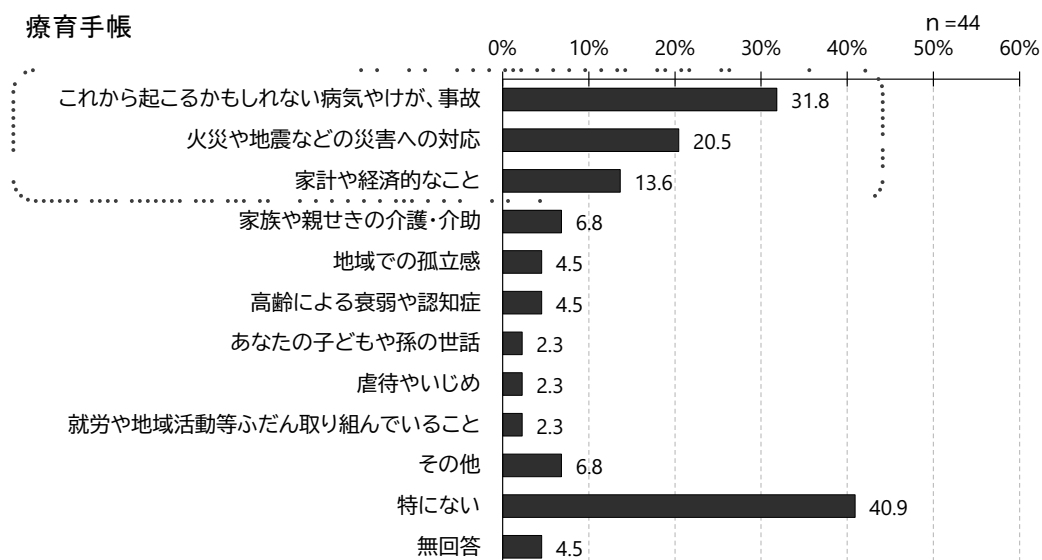
障がいに関すること以外の悩みや不安について（複数回答）

障害者手帳の種類別回答をみると、いずれも「これから起こるかもしれない病気やけが、事故」が多くなっていますが、身体障がいでは「高齢による衰弱や認知症」、療育では「火災や地震などの災害への対応」、精神障がいでは「家計や経済的なこと」なども悩みや不安を感じていることとして多くなっています。

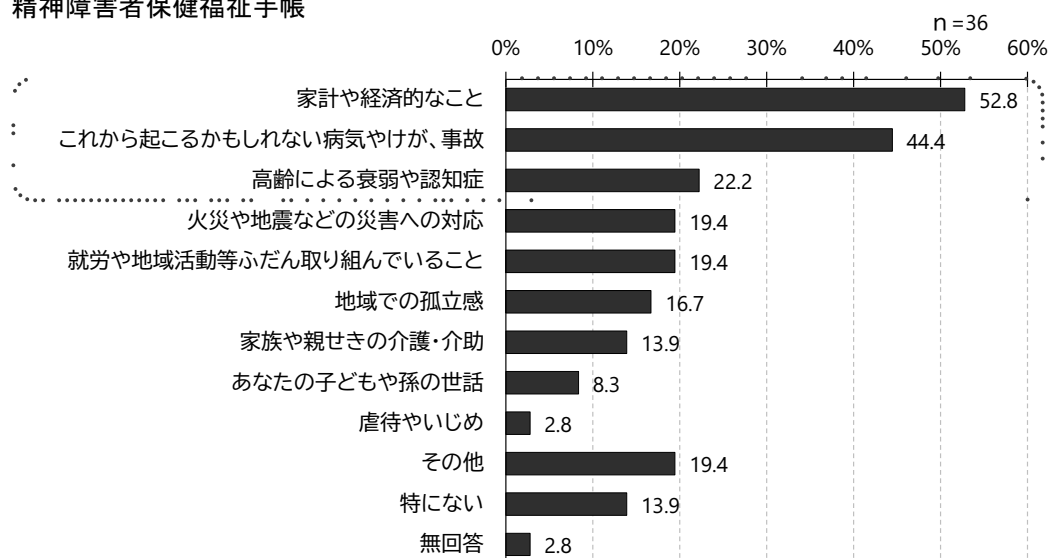
障害者手帳の種類別回答結果



療育手帳

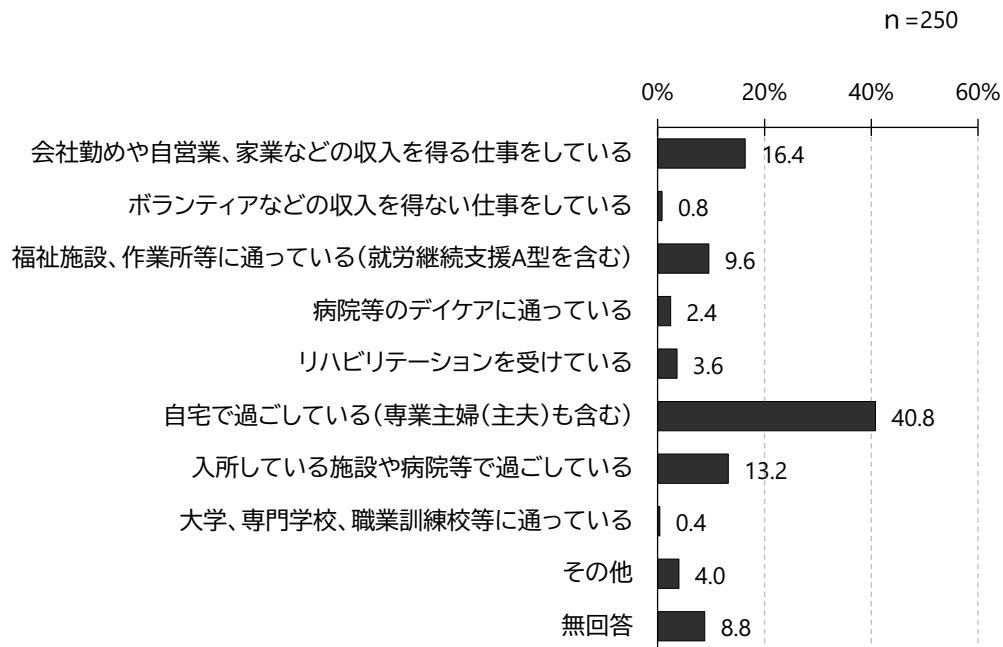


精神障害者保健福祉手帳



平日の日中の過ごし方について（複数回答）

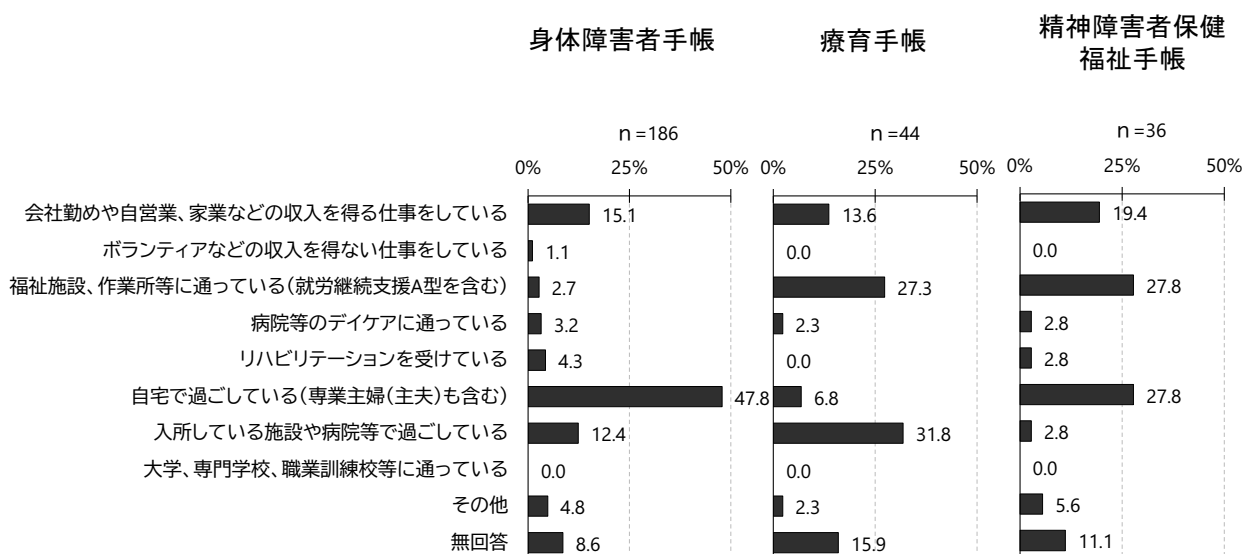
「自宅で過ごしている（専業主婦（主夫）も含む）」が 40.8%と最も多く、次いで「会社勤めや自営業、家業などの収入を得る仕事をしている」が 16.4%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が 13.2%、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援 A 型を含む）」が 9.6%、「その他」が 4.0%となっています。



【その他の主な意見】

畑仕事／介護のデイサービスを利用／テレビを見ている／自宅でリモートワーク／リハビリテーションを利用／通院

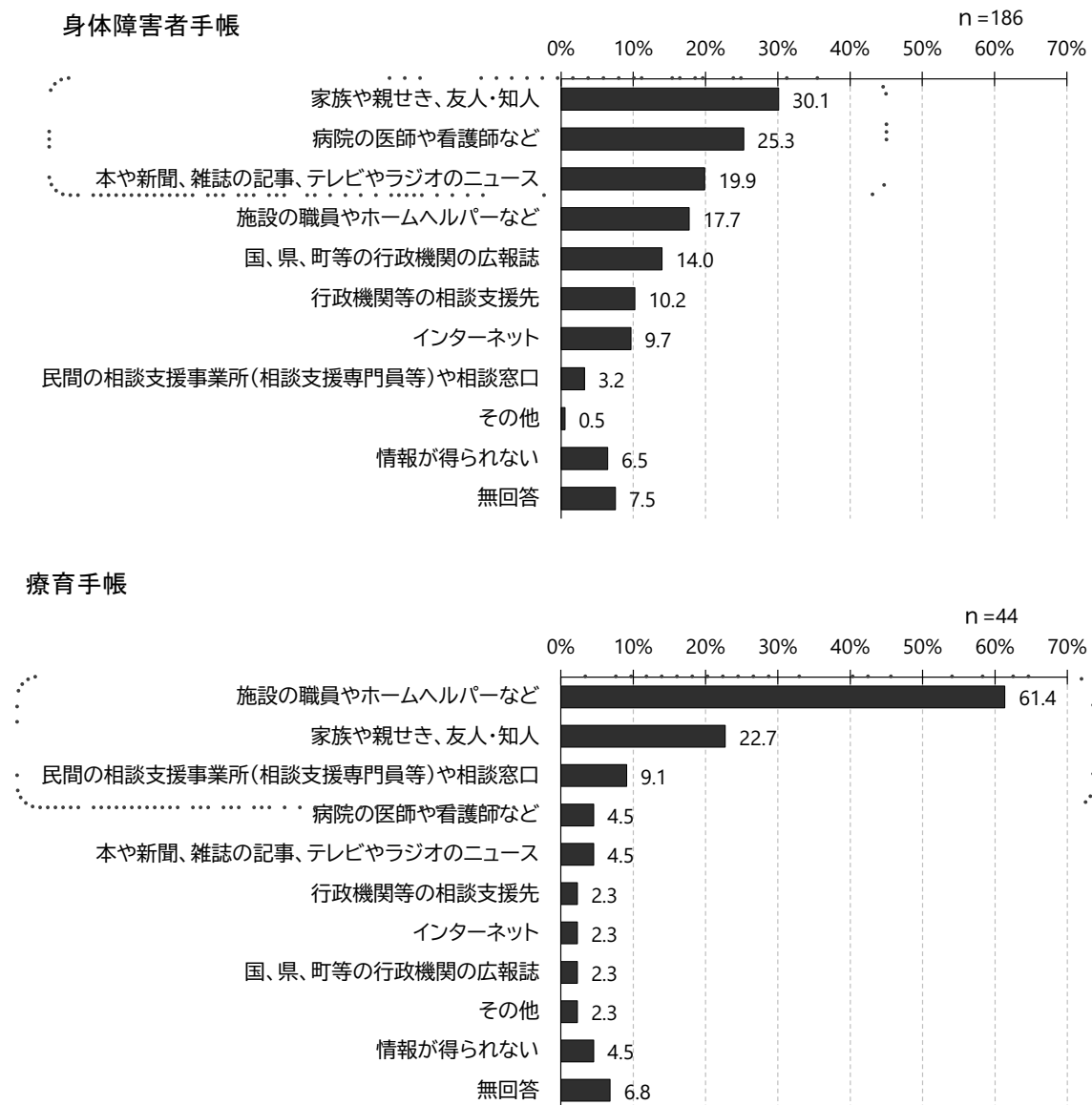
障害者手帳の種類別回答結果

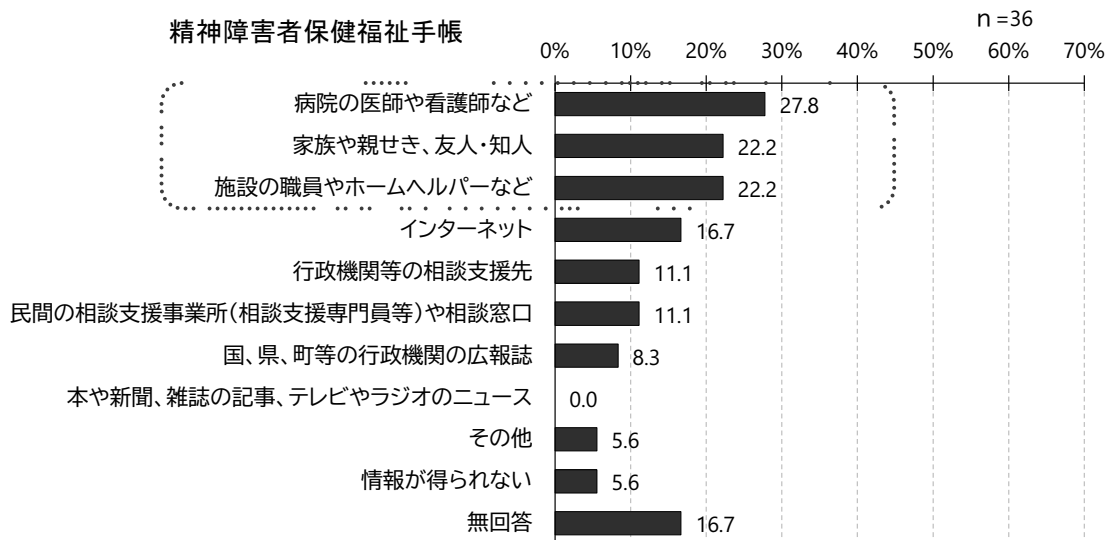


障がいや福祉サービスに関する情報の取得先について（複数回答）

障害者手帳の種類別回答をみると、いずれも「家族や親せき、友人・知人」が多くなっていますが、身体障がいでは「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、療育では「施設の職員やホームヘルパーなど」、精神障がいでは「病院の医師や看護師など」も障がいや福祉サービスに関する情報の取得先として多くなっています。

障害者手帳の種類別回答結果

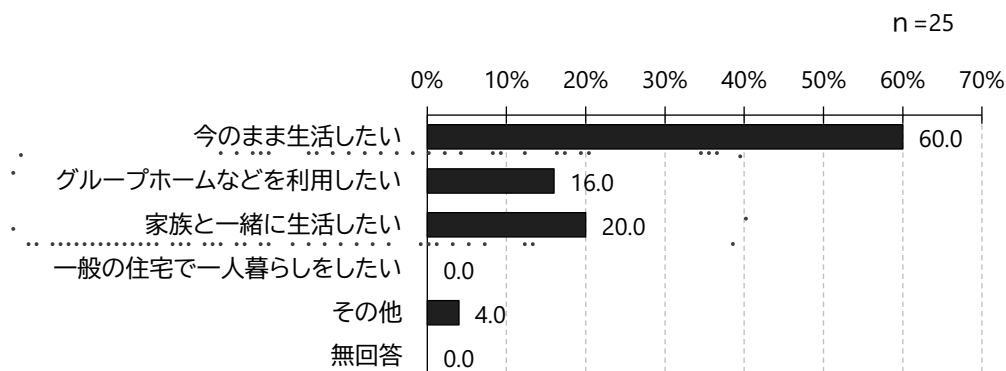
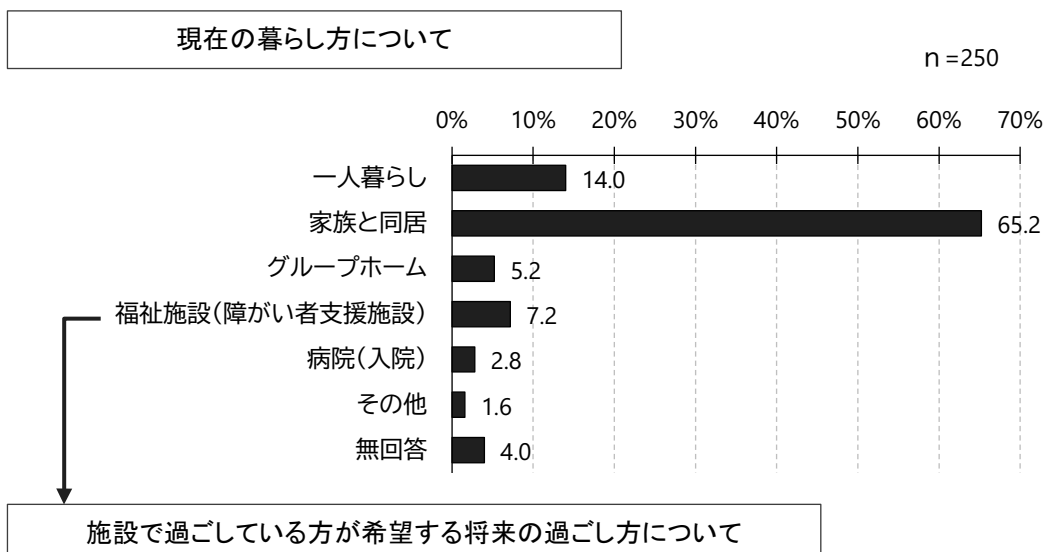




現在の暮らし方と施設で過ごしている方が希望する将来の過ごし方について

現在の暮らし方について、「家族と同居」が6割以上で最も多くなっています。

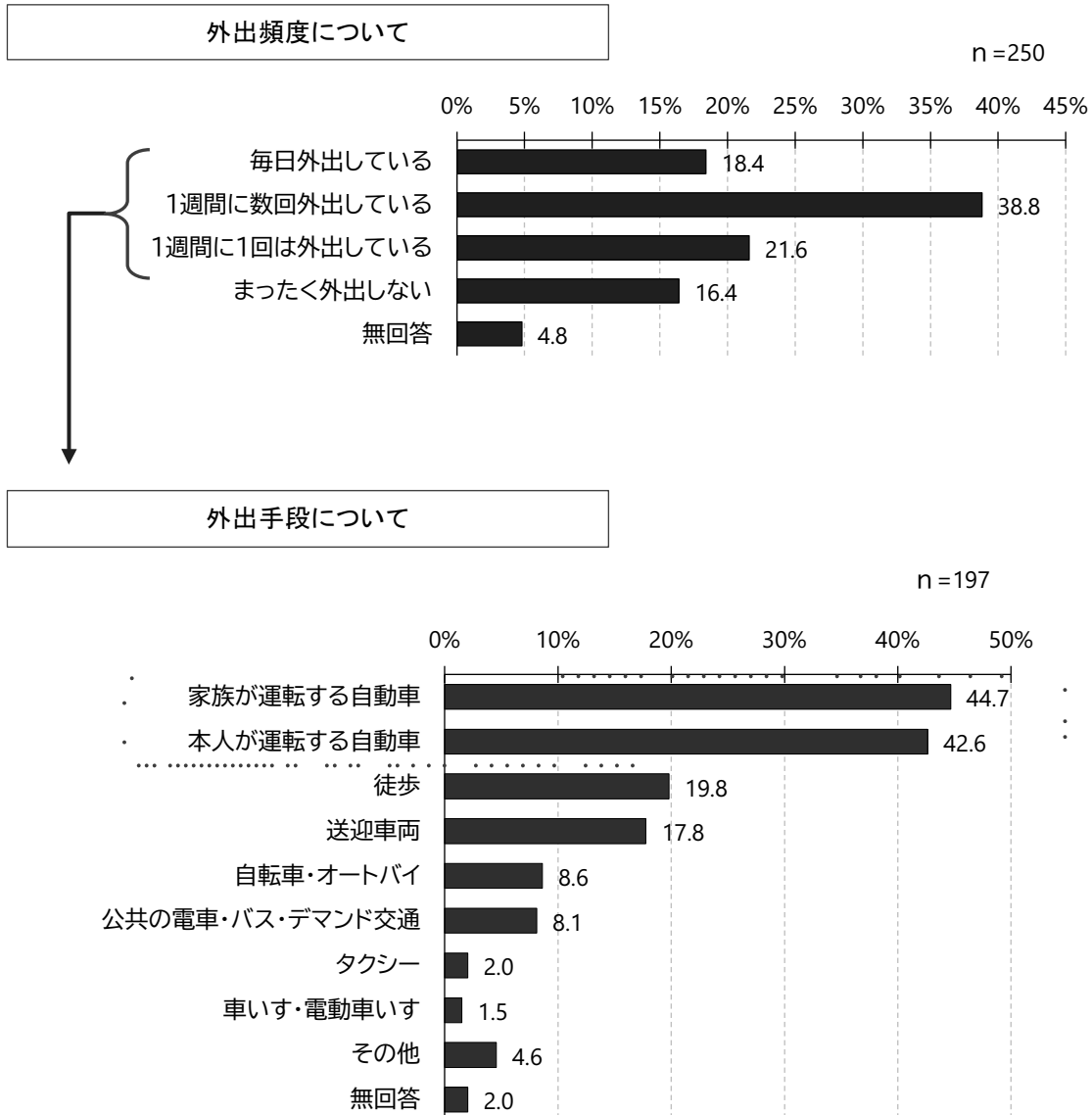
また、「福祉施設（障がい者支援施設）」は7.2%で、その方が希望する将来の過ごし方をみると、「今のまま生活したい」が6割で最も多い一方で、「グループホームなどを利用したい」や「家族と一緒に生活したい」と考えている方も1割～2割程度いる状況です。



外出頻度と外出手段について

外出頻度について、「毎日外出している」、「1週間に数回外出している」、「1週間に1回は外出している」を合わせると約8割の方が『1週間に1回以上は外出』しています。

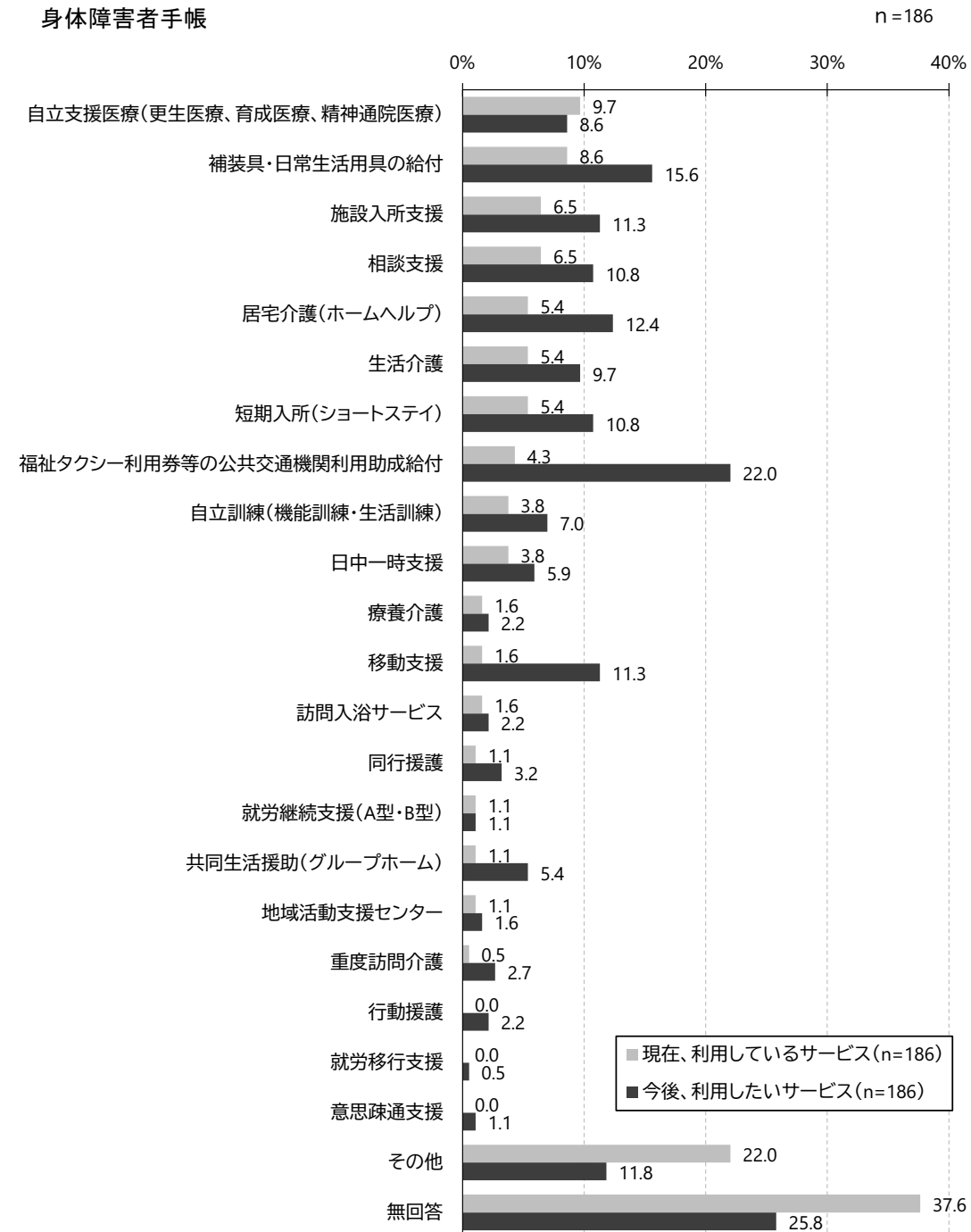
また、『1週間に1回以上外出』している方の外出手段は、「家族が運転する自動車」と「本人が運転する自動車」を合わせると8割以上が自動車を利用して外出をしていることになります。



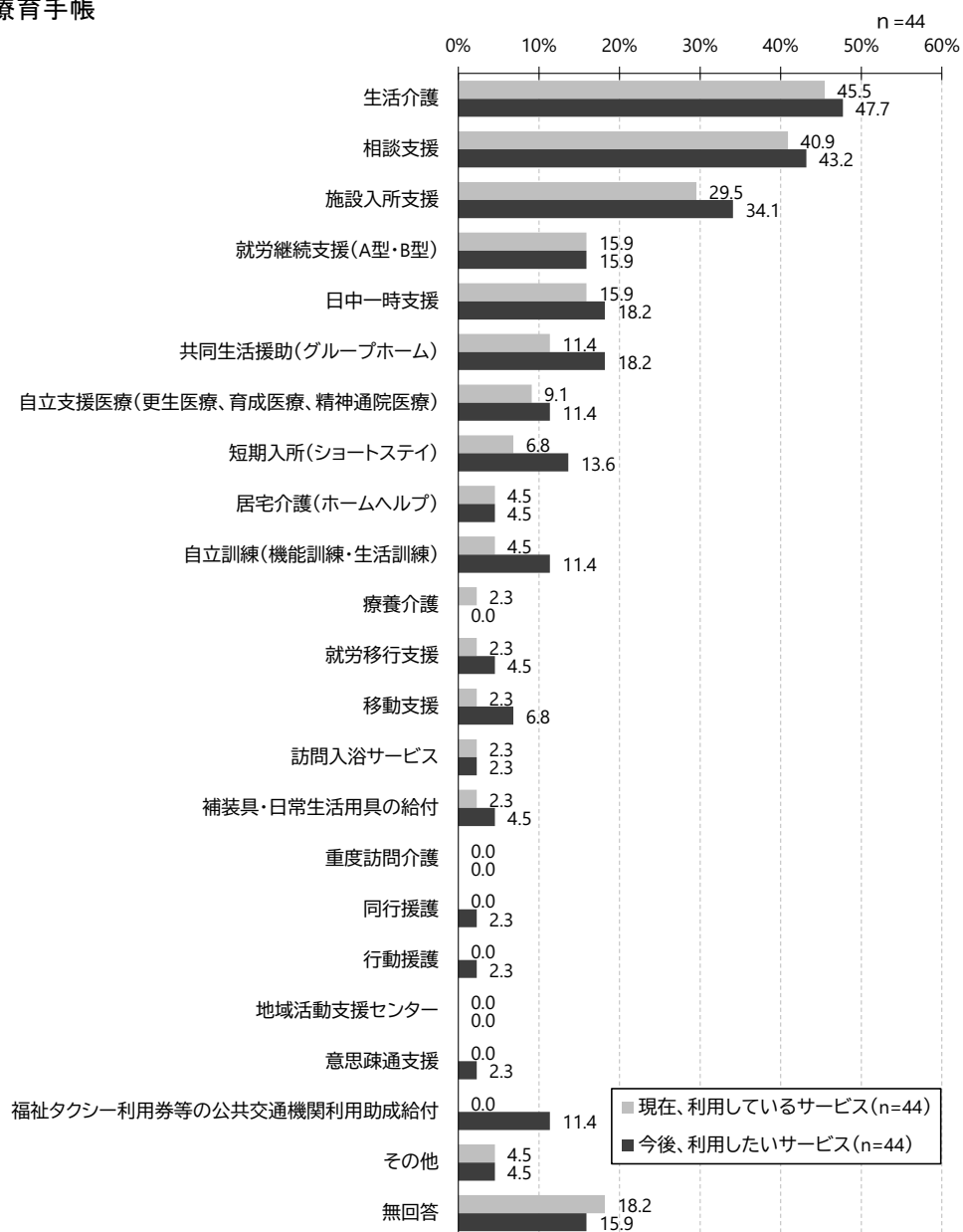
現在利用しているサービスと今後利用したいサービスについて（複数回答）

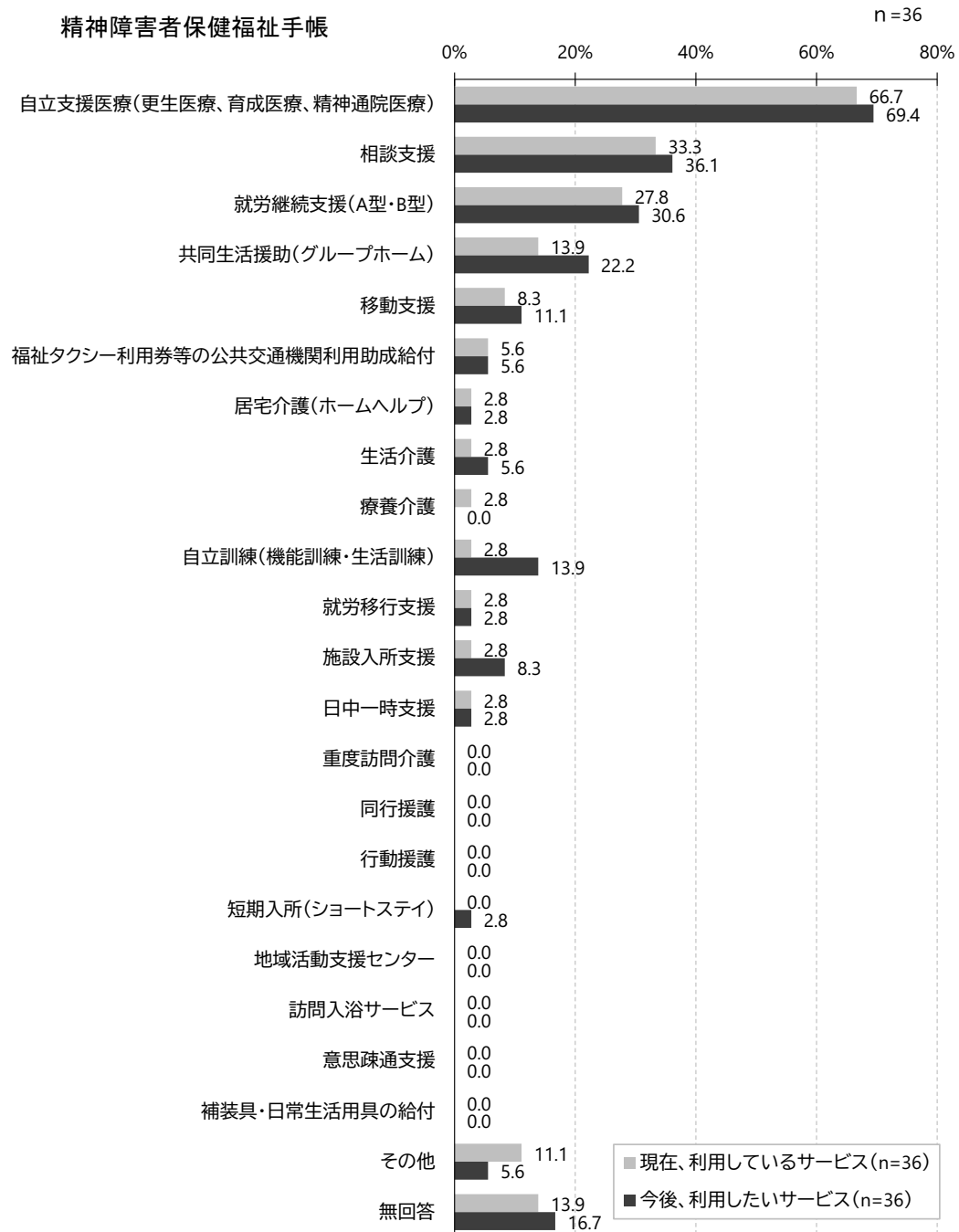
現在利用しているサービスと今後利用したいサービスの比較を障害者手帳の種類別回答で見ると、身体障がいと療育では「福祉タクシー利用券等の公共交通機関利用助成給付」のニーズが高く、精神障がいでは「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」のニーズが高い傾向にあります。

障害者手帳の種類別回答結果



療育手帳

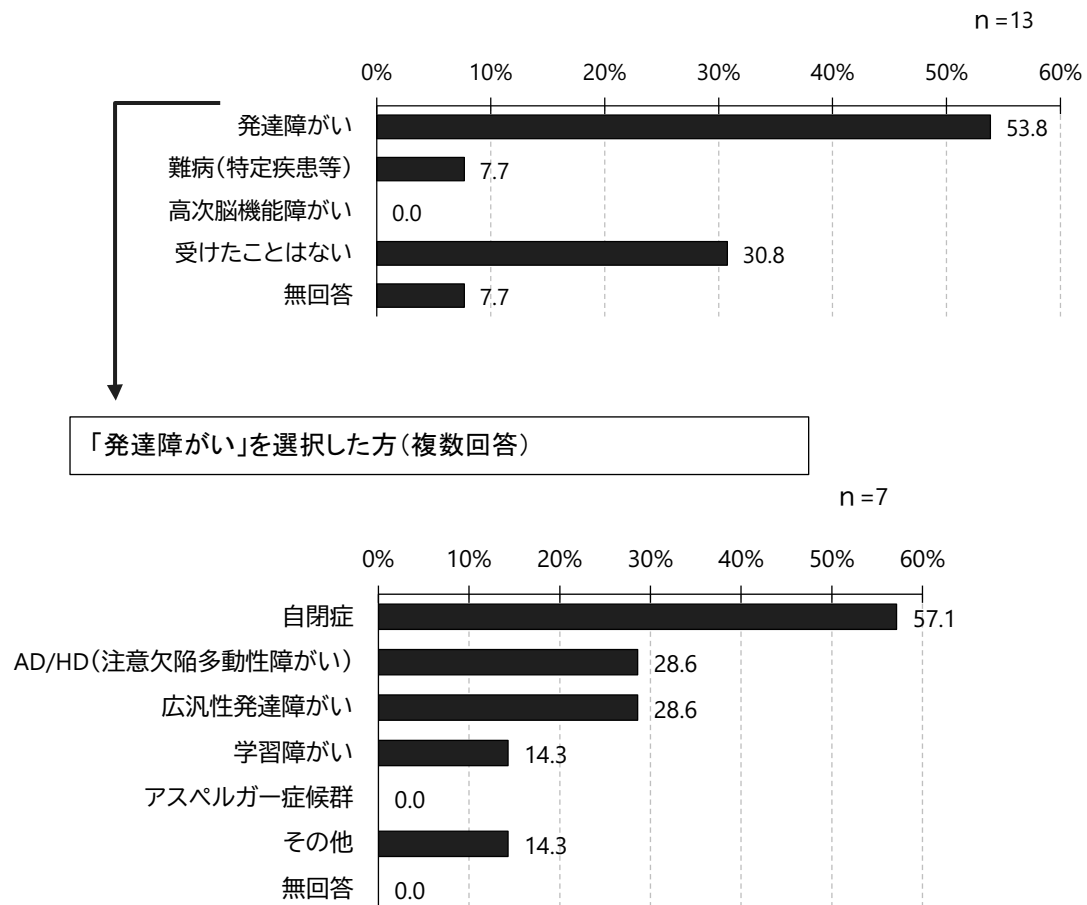




②障がい児（保護者）票

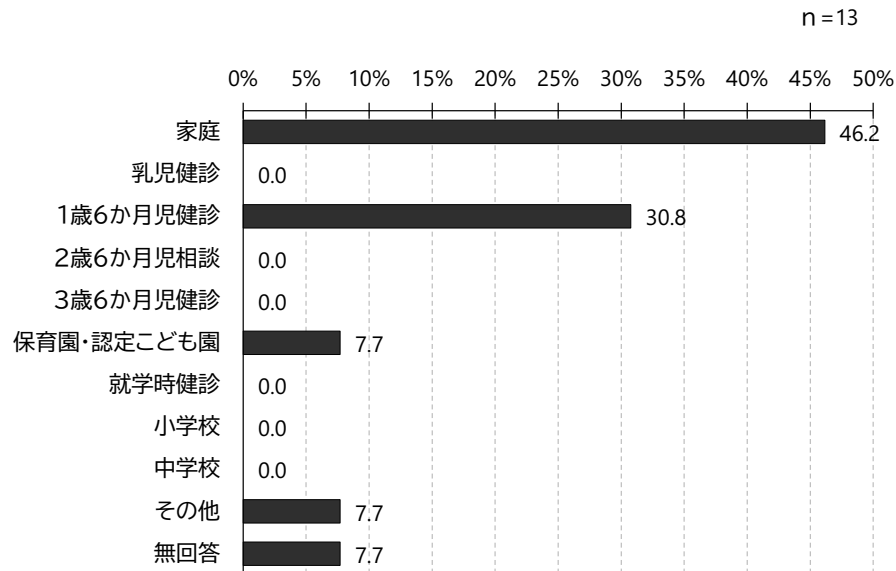
発達障がいなどの認定や診断を受けたことがあるかについて（複数回答）

「発達障がい」が 53.8%と最も多くなっており、その症状について、「自閉症」が 57.1%と最も多くなっています。



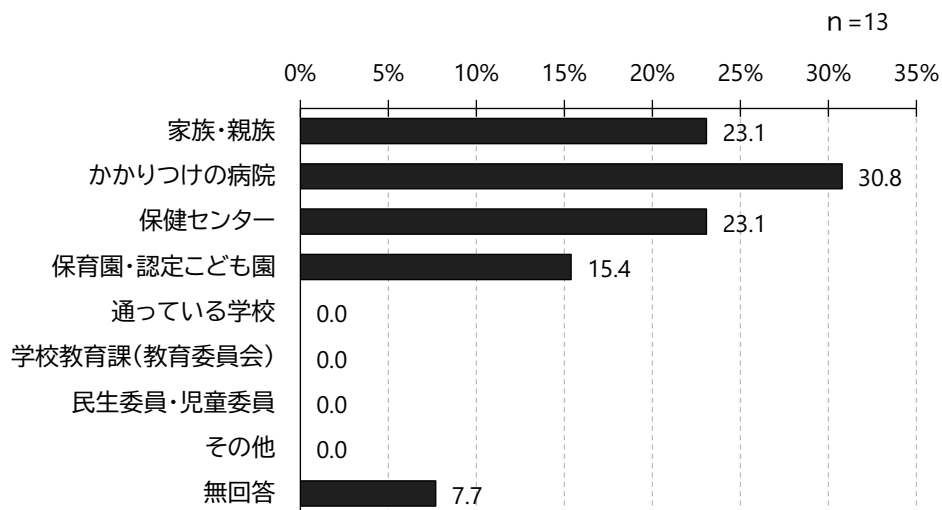
発達障がいなどに気づいた時期（場所）について

「家庭」が 46.2%と最も多く、次いで「1歳6か月児健診」が 30.8%、「保育園・認定こども園」及び「その他」が 7.7%となっています。



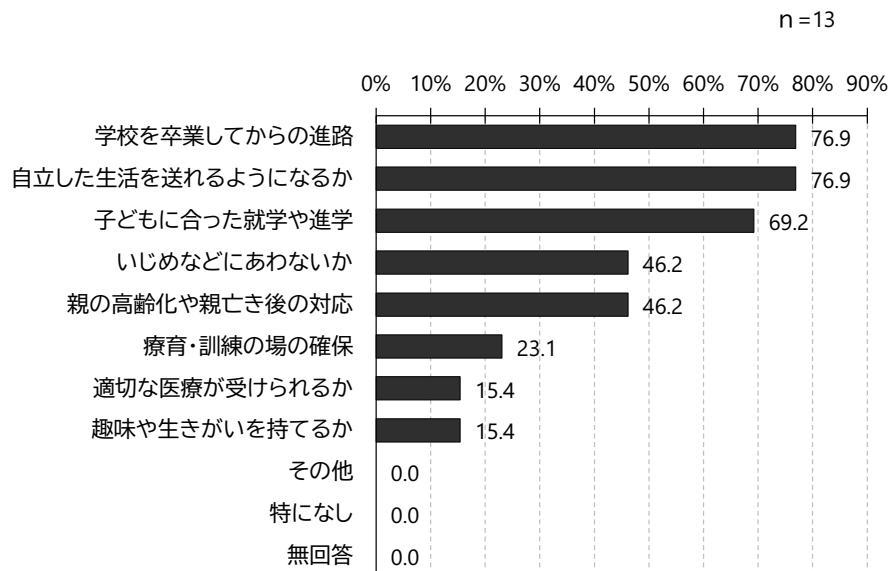
発達障がいなどに気づいた際の主な相談先について

「かかりつけの病院」が 30.8%と最も多く、次いで「家族・親族」及び「保健センター」が 23.1%、「保育園・認定こども園」が 15.4%となっています。



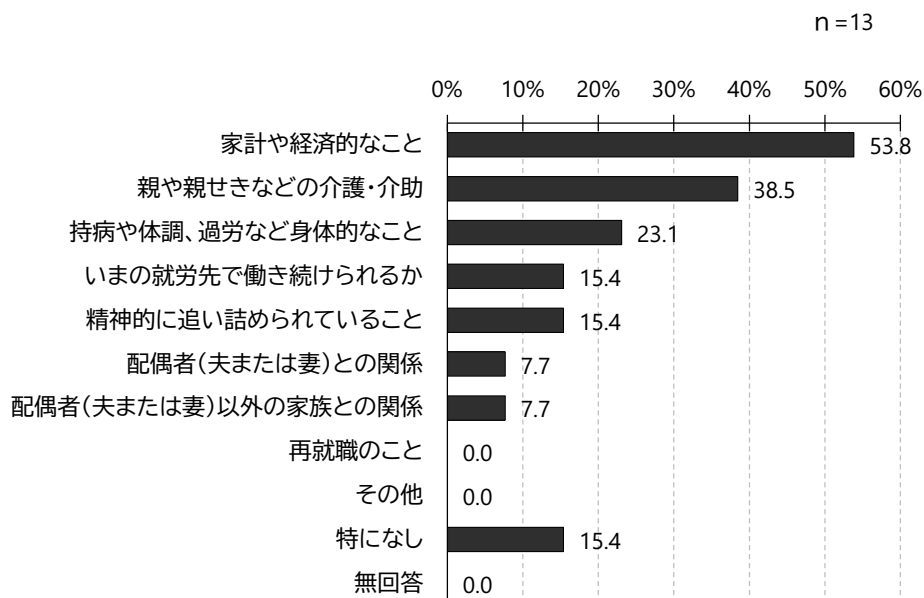
子どもへの悩みや不安について（複数回答）

「学校を卒業してからの進路」及び「自立した生活を送れるようになるか」が 76.9%、「子どもに合った就学や進学」が 69.2%、「いじめなどにあわないか」及び「親の高齢化や親亡き後の対応」が 46.2%となっています。



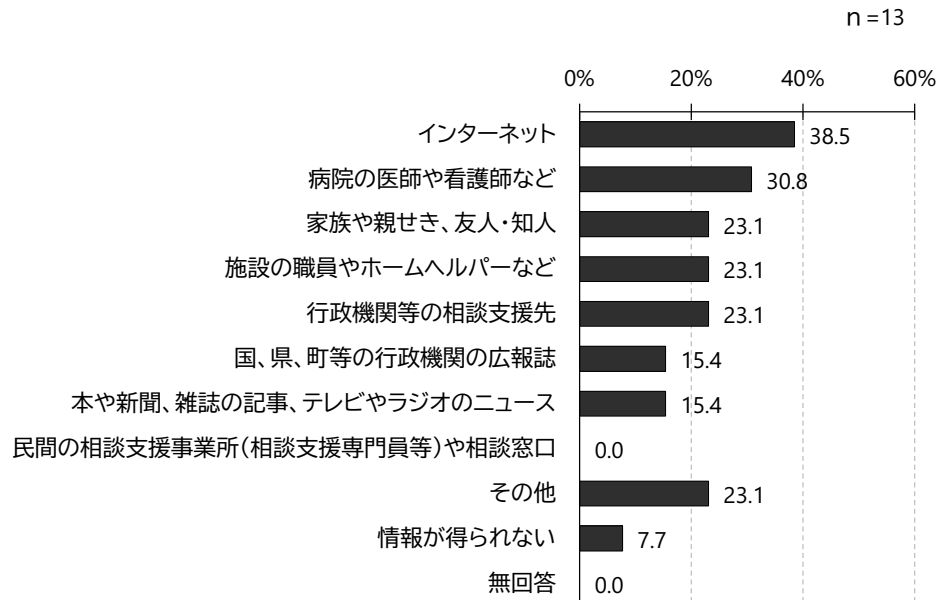
あなた自身の悩みや不安について（複数回答）

「家計や経済的なこと」が 53.8%と最も多く、次いで「親や親せきなどの介護・介助」が 38.5%、「持病や体調、過労など身体的なこと」が 23.1%、「いまの就労先で働き続けられるか」及び「精神的に追い詰められていること」が 15.4%となっています。また「特になし」も 15.4%となっています。



障がいや福祉サービスに関する情報の取得先について（複数回答）

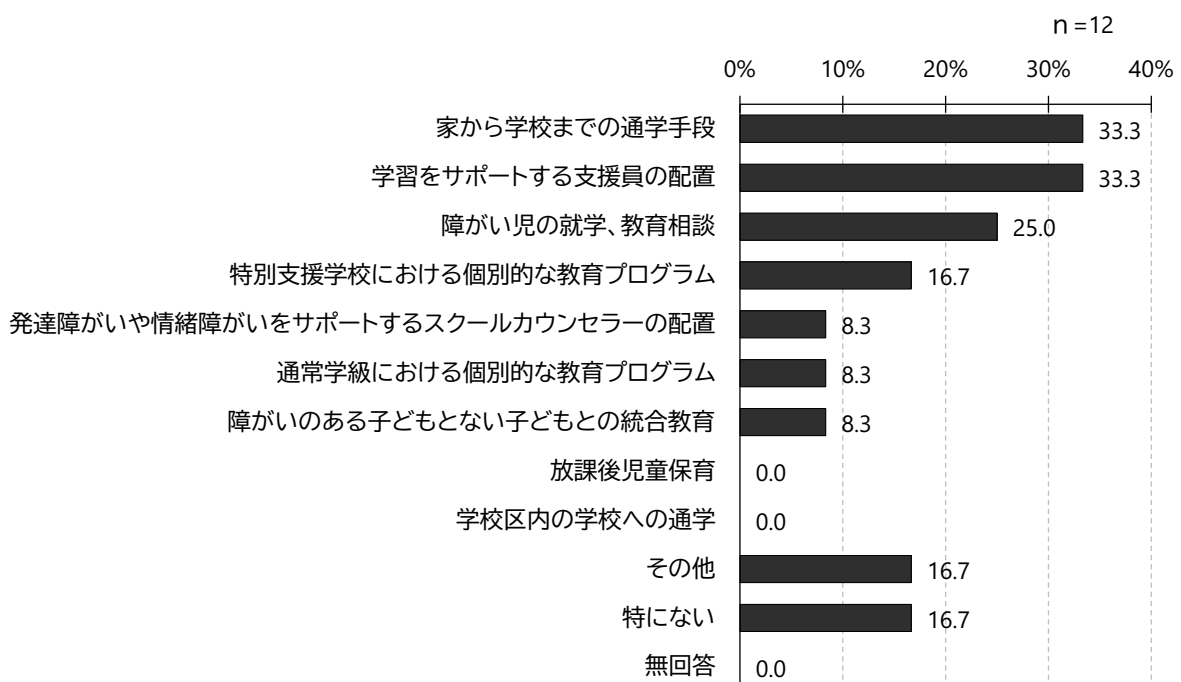
「インターネット」が 38.5%と最も多く、次いで「病院の医師や看護師など」が 30.8%、「家族や親せき、友人・知人」、「施設の職員やホームヘルパーなど」、「行政機関等の相談支援先」及び「その他」が 23.1%となっています。



【就学している子どものみ】

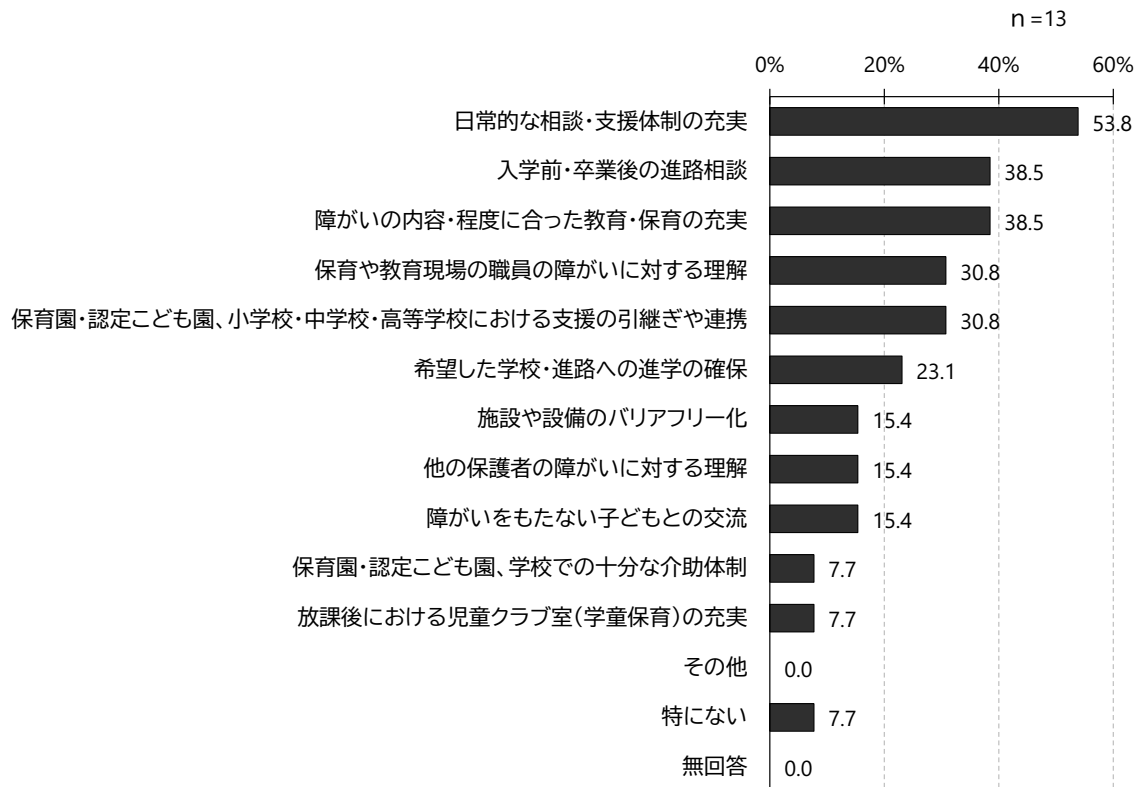
さらに充実してほしい教育施策について（複数回答）

「家から学校までの通学手段」及び「学習をサポートする支援員の配置」が 33.3%、「障がい児の就学、教育相談」が 25.0%、「特別支援学校における個別的な教育プログラム」及び「その他」が 16.7%となっています。また、「特にない」も 16.7%となっています。



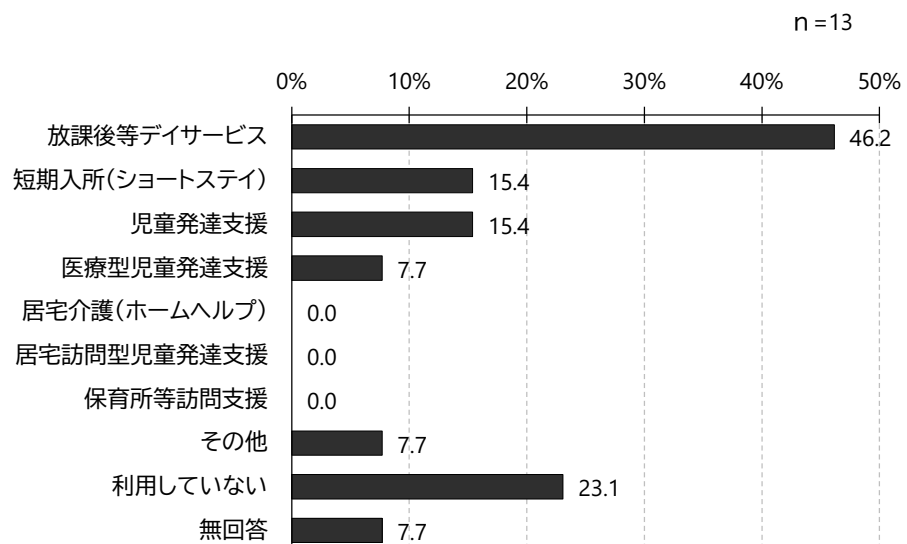
保育・教育環境に今後希望することについて（複数回答）

「日常的な相談・支援体制の充実」が53.8%と最も多く、次いで「入学前・卒業後の進路相談」及び「障がいの内容・程度に合った教育・保育の充実」が38.5%、「保育や教育現場の職員の障がいに対する理解」及び「保育園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校における支援の引継ぎや連携」が30.8%となっています。



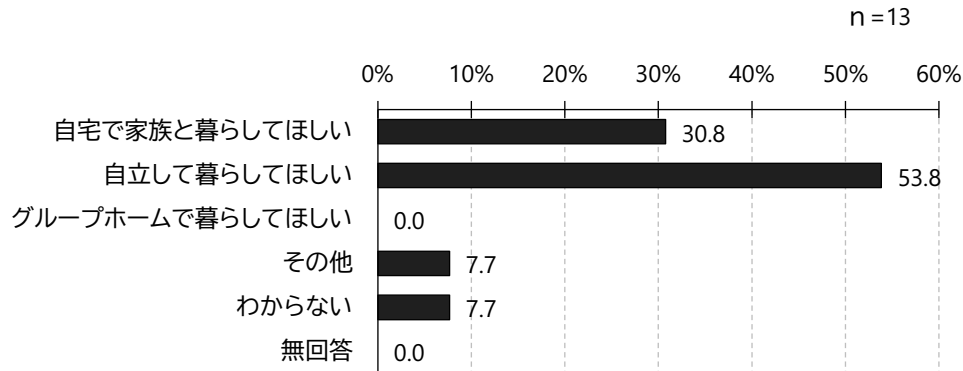
今後、子どもに利用させたいサービスについて（複数回答）

「放課後等デイサービス」が46.2%と最も多く、「短期入所（ショートステイ）」及び「児童発達支援」が15.4%となっています。また、「利用していない」が23.1%となっています。



将来、希望する子どもの暮らし方について

「自立して暮らしてほしい」が53.8%と最も多く、次いで「自宅で家族と暮らしてほしい」が30.8%、「その他」及び「わからない」が7.7%となっています。

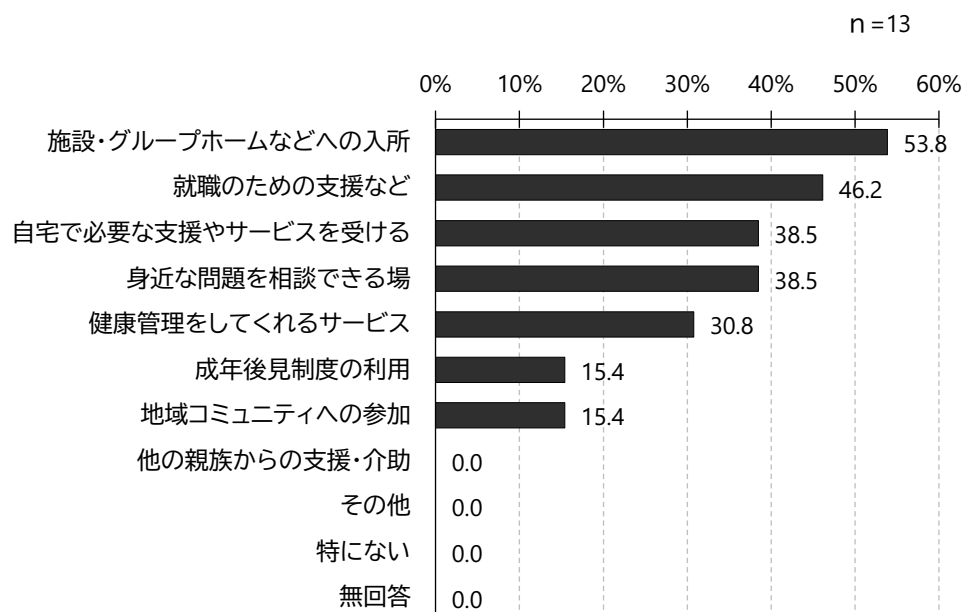


【その他の主な意見】

自立支援施設に行かせたい

介助者の介助が困難になった際に子どもに必要とだと思ふこと（複数回答）

「施設・グループホームなどへの入所」が53.8%と最も多く、次いで「就職のための支援など」が46.2%、「自宅で必要な支援やサービスを受ける」及び「身近な問題を相談できる場」が38.5%、「健康管理をしてくれるサービス」が30.8%となっています。



3 事業所ヒアリング

町内の障がい者福祉に関わるサービスを提供している事業所や相談支援員を対象に8月にヒアリング調査を実施し、町の現状や傾向、課題についての把握を行いました。

項目	主な意見（抜粋）
障がいのある人の近年の傾向	・てんかん・発作の方もいるので筋力低下・体力低下、歩行が危険であることから設備的には身体障がい者向けではなかったが、車いす導入からバリアフリー化を調整している（通所施設も同様） ・親が高齢になり、買物など車移動の支援が増えている ・ひきこもりは30歳後半～40歳代が多いが、もう少し年齢が上の世代の40～50歳代も多い ・民生委員が早期に発見できればと思うが、家に深く関わることになるため、民生委員も踏み込みづらい
運営や支援における課題	・新型コロナウイルス感染症流行の影響で、外出等のイベントが行えなくなり、利用者のストレスが増えてしまった ・ひきこもりになった人にはその年数分の治療期間がかかる、早期発見・対応が望ましい ・精神障がいの場合は、相談支援員としての担い手がない ・精神科では、患者に地域移行しなさいというが、それだけでは難しい
地域・他機関との連携	・清掃活動も可能な限り利用者を連れて職員がうかがうなどにより、町全体で障がいへの理解が進んだように感じる ・行政施設で相談支援を行っても、知り合いの職員がいたり、家族に知られてしまうことを懸念して相談に来ない ・放課後等デイサービスに通っている方への支援は、学校と支援員と専門機関との連携が重要だが、壁があると感じる
社会的な傾向・課題 町に不足していること	・新しい相談支援員として担当になっても対応できるよう、民生委員からの情報取得がスムーズにできるシステムの構築が必要 ・誰が新しい相談支援員として担当になっても対応できるシステムが構築できるとよい

4 現状と傾向、課題のまとめ

① 増加傾向にある療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者

障がいのある人が自分らしく幸せに生きていくために必要な周囲の人、支援する人の意識の醸成が重要

本町の障害者手帳所持者は、身体障害者手帳所持者はおおむね横ばいですが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者いずれも増加傾向で推移しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成27年（2015）から令和2年（2020）にかけて2倍近く増加しています。

また、療育手帳所持者には発達障がいの子どもの含まれ、アンケート調査結果では、5割以上の子どもが発達障がいと診断・認定されています。

本町の人口推移をみると、人口減少、少子化・高齢化が進行しており、全国の傾向と同様に、今後も療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加し続けることが推測されます。

療育（発達障がいも含む。）と精神の障がいは、当事者が抱える悩みや苦しみとともに、保護者や家族、周囲の人との意思疎通やコミュニケーションにおいても、相互の理解が求められます。障がいのある人とその周りの人が心身ともに健康で、差別や嫌な思いをすることなく、自分らしさを持って幸せに生きていけるまちづくりを進めていく必要があります。

そのためにはまず、当事者とその周りの人たちが一人で悩みや不安を抱え込まないよう、相談支援の充実が求められます。次に、そうした支援や手助けがあることを周知するための情報発信の充実・強化が重要で、さらに、多くの人の障がいに対する理解と意識の醸成を高めていく必要があります。

② 福祉サービス等の情報発信への工夫・配慮の充実

近年の社会情勢から、パソコンやスマートフォンの普及により、多くのサービスや情報がインターネット上で発信されるようになりました。

これにより、これまで紙面で発信されてきた町の広報や支援・サービス情報も町のホームページやSNS等から発信されるようになり、今後もデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進もあり、情報発信体制は強化されていくことが想定されます。

このような状況下では、障がいに関する情報の取得に差が生じたり、重要な情報の見逃しなどがないよう、障がいを取り巻く環境整備も並行して行う必要があります。

アンケート調査結果では、障がいのある子どもの保護者が、障がいや福祉サービスに関する情報を取得する先として、インターネットを利用している人が最も多く、情報発信として有効であることがうかがえます。一方、障がいのある人の場合は、インターネットの利用は障害者手帳の種類別にみても1割前後と低く、身近な家族等や医療機関の医師、施設職員との回答が多いことから、情報が適切に行き届くためには、多様な発信手段と提供方法の工夫が求められます。

③ 教育環境に求められる学習サポートの充実の必要性の高まり

全国で発達障がいのある子どもが増加傾向にあることから、教育環境や学習方法について、変化が求められています。その1つとして、学校などの教育環境において、障がいの有無にかかわらず児童・生徒がともに学ぶ環境づくりを進めるインクルーシブ教育の推進が求められています。

アンケート調査結果から、子どもの保護者がさらに充実してほしい教育施策として、学習をサポートする支援員の配置を希望する人が多いことから、スクールカウンセラーや学習サポート支援員の配置について検討していく必要があります。また、保育や教育環境に対して、日常的な相談・支援体制の充実を求める人が多く、職員に相談しやすい体制づくりや相談しやすい専門員の配置や連携も必要です。

④ 障がいのある人の自立、就労、居場所づくりへの取組の重要性の高まり

療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者は若年層から現役世代に多く、本町においてもその傾向がうかがえます。

アンケート調査結果から、これらの障がいのある人の日中の過ごし方として、2割弱は働いており、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の3割弱は福祉施設や作業所に通っています。今後、当事者本人が高齢となり、その保護者や家族の介助が困難になった場合のことを考え、本人の希望に沿った自立や居場所づくりを計画的に検討していく必要があります。同調査結果では、障がいのある子どもの保護者のうち、5割以上が将来、自立して暮らしてほしいと回答しています。また、介助者の介助が困難になった際に子どもに必要なこととして施設・グループホームなどへの入所を考えている保護者が多い傾向があります。

また、事業所等ヒアリング調査結果から、ひきこもりの方の高齢化問題が浮上していることがうかがえます。ひきこもりになってしまっている人の多くは精神的な障がいを抱えている傾向があり、家族や介助者が高齢化することで40歳～50歳代になってから自立を促されることも少なくありません。可能な限り早い段階で支援へつなげることが自立に向けた重要な取組であることから、相談支援や地域と連携したアウトリーチに努めていく必要があります。

障がいのある人や障がいのある子どもの将来の暮らしを考え、今後は就労を希望する障がいのある人への就労サポートの充実や、家族が安心できる住居や居場所の確保が求められます。

⑤ 介助者をはじめ、支援する人々への負担軽減の重要性の高まり

全国的に、少子化・高齢化の進行や核家族化が進むことなどが一つの要因となり、福祉的な支援を必要とする人の抱える問題は、複合的かつ複雑化してきています。特に、生活困窮、ダブルケア、ヤングケアラーなどは近年、社会的な課題や問題として注視されており、相談支援を中心にサポート体制の強化が進められています。

介助者や家族がより相談しやすい雰囲気づくりや身近な相談体制を確保していく必要があります。同時に介助者へのフォローとして、事業所の体制の充実や適切なサービスにつなげていく仕組みづくりなども求められます。加えて、関係者や関係機関とのネットワークの強化や負担軽減につながる取組を推進し、町全体で一体となって障がいのある人とその支援者へのサポート体制を充実していくことが重要です。

第3章

基本的な方向性

1 基本理念

第7期計画の基本理念は、これまで“リハビリテーション”や“ノーマライゼーション”の理念を継承しながらめざしてきた第5期、第6期の基本理念である『一人ひとりが輝く社会をめざして』の考えをもとに、近年の社会情勢や町で暮らす障がいのある人と、支える人々の現状から、将来のありたい姿として『一人ひとりが輝き、誰もが互いに個性と人格を尊重し支え合う 共生社会の実現をめざして』とします。

また、本基本理念は、町の最上位計画である『第6次振興計画』における障がい者福祉の施策にある“誰もが相互の人格と個性を尊重し、障がいをもつ人が暮らしやすいと感じる社会形成を目標に、一人ひとりが輝き、支え合う、共生社会の実現に向けた支援体制を充実します。”という考えと整合性を持って取り組むものです。

**一人ひとりが輝き、誰もが互いに個性と人格を
尊重し支え合う 共生社会の実現をめざして**

塩谷町で暮らす障がいのある人もそうでない人も、誰もが自分らしく幸せに暮らしていけることが、障がい福祉を推進するにあたり、何よりも大切にしていけるべきことです。

これは、国の理念にもある“ノーマライゼーション”に通じる障がい者施策の根幹的な考えに基づいています。

その実現のために、まず塩谷町で暮らす障がいのある人一人ひとりが輝きを持って日々を過ごしていけること、そして、どこにいても誰と関わってもお互いにその個性と人格を尊重し合える意識、認識、理解がすべての町民に育まれること、さらに、困りごとや悩みごとがあれば身近な地域で支え合うことができる人と人との関係性が築けること（共生社会の実現）をめざして、各施策に沿った取組を推進します。

2 基本目標

第7期計画では、基本理念である『一人ひとりが輝き、誰もが互いに個性と人格を尊重し
支え合う 共生社会の実現をめざして』の実現に向けた取組を推進するため、3つの基本目
標掲げるものとします。

基本目標1 一人ひとりが輝くための支援体制づくり

障がいのある人一人ひとりが輝ける生活を送ることができるよう、障がいのある人の健
康づくり、医療体制の充実から、一人ひとりの特性に応じた就労支援や社会参画をめざし、
生きがい・やりがいづくりにつなげていきます。

基本目標2 誰もが互いに尊重し合える学びの機会づくり

障がいのある人への虐待や差別をなくす権利擁護を推進するとともに、障がいのある人
もそうでない人もお互いに尊重し合えるよう、療育や教育の環境づくりを推進するととも
に、地域で交流できる機会づくりに取り組みます。

基本目標3 支え合う地域と安心して暮らせる生活環境づくり

障がいのある人がこれからも地域で暮らしやすくなるように、地域における様々な活動
を支援するとともに、事業所や地域と連携して、福祉サービスの充実や生活環境の整備を
推進します。

また、身近な相談支援や適切な福祉等の情報が確実に行き届くよう、体制整備に組み
み入れます。

3 施策体系

基本理念、基本目標に沿った施策を体系的に整理し、具体的な取組を推進していきます。

基本理念	基本目標	基本施策	具体的な施策
一人ひとりが輝き、誰もが互いに個性と人格を尊重し支え合う 共生社会の実現をめざして	基本目標1 一人ひとりが輝くための支援体制づくり	(1) 健康づくりと障がい予防の推進 (2) 医療・地域リハビリテーションの充実 (3) 就労対策の推進 (4) 社会参加の促進	① 健康づくりへの参加促進 ② 乳幼児健診と相談の充実 ③ 妊婦健診や母子保健事業の充実 ④ 生活習慣病予防対策の推進 ⑤ 精神保健福祉対策の推進 ① 医療サービスの充実 ② リハビリテーションの推進 ① 障がい者の雇用の場の促進 ② 福祉的就労の場の充実 ① スポーツ・レクリエーション活動の促進 ② 文化・芸術活動の促進 ③ 地域共生社会の実現に向けた取組 ④ 移動支援の充実
	基本目標2 誰もが互いに尊重し合える学びの機会づくり	(1) 権利擁護の充実 (2) 幼児教育・療育の充実 (3) 障がい児の教育環境の充実 (4) 地域交流の推進	① 障がい者虐待防止のための理解促進 ② 障がい者差別解消の推進 ③ 成年後見制度の周知・利用支援 ① 早期療育体制の充実 ② 障がい児サービスの充実 ③ 障がい児保育の充実 ④ 療育相談支援の促進 ① 就学・教育相談体制の充実 ② 障がい児に対する適切な教育機会の提供 ③ 特別支援教育の推進 ① 交流教育の推進 ② 交流機会の提供
	基本目標3 支え合う地域と安心して暮らせる生活環境づくり	(1) 情報提供と相談支援体制の充実・強化 (2) ボランティア活動と地域福祉の推進 (3) 障がい福祉サービスの充実 (4) 生活環境の整備	① 情報アクセシビリティの充実 ② 相談支援体制の充実・強化 ③ 専門的な相談支援体制の整備 ① 地域福祉活動の促進 ② 学校教育におけるボランティアの推進 ③ 手話通訳等の養成 ① 障がい福祉サービスの提供体制の充実 ② 地域生活支援事業の推進 ③ 難病に関する支援の充実 ④ 各種減免制度の周知と利用促進 ⑤ 強度行動障がいに対する支援 ① 住環境の整備 ② 福祉のまちづくりの推進 ③ 防災対策の推進 ④ 防犯対策の推進 ⑤ 感染症予防・対策の推進

第4章

施策の展開

【障がい者基本計画】

基本目標 1 一人ひとりが輝くための支援体制づくり

基本施策（１）健康づくりと障がい予防の推進

現状と課題

障がいのある人が輝ける日常を過ごしていくために必要なこととして、第一に心身の健康づくりに取り組むことが重要です。

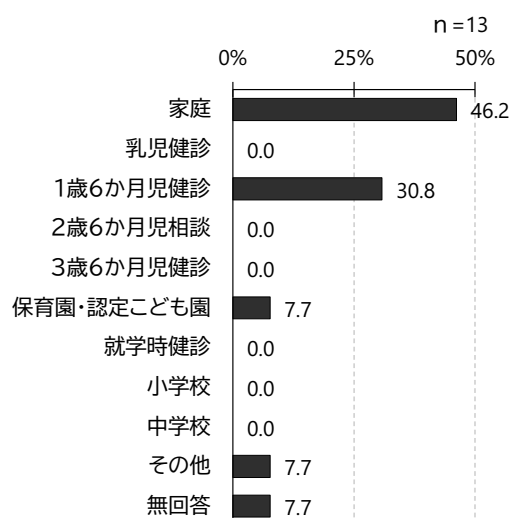
アンケート調査結果では、障がいに関すること以外の悩みや不安として、これから起こるかもしれない病気やけが、事故と回答している人が半数近くいることがわかっています（23ページ参照）。本町は高齢化が進行していますが、それは障がいのある人も同様です。これまで障がい福祉制度を利用していた人が次第に高齢となり、介護保険制度の利用を必要とする機会が増えています。特に、知的障がいのある人の場合、高齢による衰弱や認知症を発症する時期が早く、40～50歳代で介護が必要となる場合も少なくありません。こうしたことから、障がいのある人が健康づくり支援に参加するよう、促進する必要があります。

また、障がい予防として、障がいの早期発見・対応が非常に重要であることから、妊娠期から乳幼児期の子どものライフステージに応じた各種健診が求められます。さらに、成人後も、難病疾病につながる生活習慣病の予防を啓発していくとともに、精神の健康を維持していくために必要な心のケアも推進していくことが重要となります。

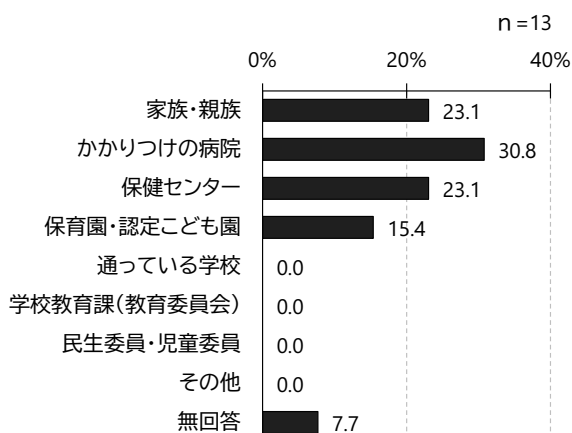
アンケート調査結果から、子どもの発達の症状や障がいに気づいたタイミングは、家庭や1歳6か月児健診が多く、その際の主な相談先として、家族・親族やかかりつけの病院、保健センター、保育園・認定こども園との回答が多くなっています。子どもの発達段階の不安や障がいの早期発見につながる機会を見極め、適切な対応ができるよう体制の整備が求められます。

■町民アンケート調査結果（18歳未満の障がい児の保護者票）

子どもの発達の症状や障がいに気づいたタイミング



子どもの発達の症状や障がいに気づいた際の相談先



施策の方向性

障がいのある人が健康づくりを目的とした教室や運動等に参加しやすくなるよう、各取組内容を検討していくとともに、障がいのある人への積極的な参加を呼びかけます。

また、子どもたちへの障がい予防として、妊娠期から出産・乳幼児期にかけて、各種検査・健診を実施するとともに、保育園や認定こども園、小学校などと連携し早期発見・対応に努めます。

町民への障がい予防として、生活習慣病予防や精神保健福祉対策を推進し、心身の健康維持に取り組めます。

具体的な施策

① 健康づくりへの参加促進

町内で取り組まれている健康づくり教室や運動教室、個別の栄養相談の場を設けるなど、障がいのある人が参加しやすくなるよう内容を検討していくとともに、障がいのある人への周知や参加を呼びかけます。

② 乳幼児健診と相談の充実

乳幼児の各発達段階における継続的な健診や各種の相談指導を実施し、疾病や障がいの早期発見に努めていきます。

- 新生児訪問（保健師による全数訪問）
- 先天性股関節脱臼検診（3か月児～12か月児未満）
- 乳幼児健診（4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月児）
- 乳幼児相談（6か月、12か月、2歳6か月児）
- のびのび発達相談（5歳児）
- 言葉の相談（言語聴覚士によることばの相談支援）
- 子育て相談（臨床心理士による発達などの子育て相談支援）

③ 妊婦健診や母子保健事業の充実

妊婦と胎児の健康のための健診や各種相談、指導を実施します。また、乳幼児期における成長発達への不安に対する対応、障がいの早期発見のための健康診査、指導を充実します。

- 妊婦健康診査（妊娠全期間を通し14回）
- 妊婦の個別健康相談・訪問（妊娠後期に保健師による全数把握）

④ 生活習慣病予防対策の推進

障がいの原因となる生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実及び診査結果による保健指導を充実します。

⑤ 精神保健福祉対策の推進

住民に対する心の健康の保持・増進のための相談や思春期・壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する心の健康に関する相談事業として、メンタルヘルスに効果が期待されるストレッチ教室の実施、中学生向けのゲートキーパー養成講座や小中学生向けの講演会を開催します。

基本施策（２）医療・地域リハビリテーションの充実

現状と課題

障がいのある人が、地域社会の主体として、自立した生活を送るためには、その人の障がいの程度や状況に応じた適切な医療やリハビリテーションが受けられるよう、提供体制を整備していく必要があります。

また、適切な医療やリハビリテーションを受けることで、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防、地域生活への移行の促進につながることから、医療機関や専門員との連携を強化し、体制の充実を図っていくことが重要です。

施策の方向性

障がいのある人を対象とした医療費の負担軽減を図るとともに、リハビリテーションの利用促進及び医療的ケアを伴う居宅介護や自立訓練などの適切なサービスの提供に努めます。

具体的な施策

① 医療サービスの充実

障がいのある人の障がいの軽減や機能回復、健康の維持増進が図られるよう、医療費助成制度の周知と医療費の負担軽減を行っています。重度心身障害者医療費助成制度など関係機関と連携を図りながら、引き続き制度の周知・普及に努めます。

- 自立支援医療費給付（更生医療・育成医療・精神通院医療）
- 重度心身障害者医療費助成

② リハビリテーションの推進

地域において医療、教育、福祉、雇用など分野ごとに対応していた支援を、各分野の関係機関が連携し、それぞれの障がいのある人のライフステージにあった総合的な支援のための体制づくりを図るとともに、リハビリテーションの利用促進に努めます。

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

とちぎリハビリテーションセンターと連携し、知識や能力向上により自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供を図ります。

- 高次脳機能障がい者への支援

とちぎリハビリテーションセンターとの連携を図り、高次脳機能障がいをもつ人やその家族に向けた情報提供や相談対応等の支援を行います。

- アルコール、薬物、ギャンブル等依存症対策への支援

矢板健康福祉センターと連携し、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための啓発に努めるとともに、身近な場所で相談できる相談支援体制の整備に努めます。

基本施策（3）就労対策の推進

現状と課題

就労は、障がいのある人が自立した生活を送るために必要な営みであり、社会参加に通じることから当人の自信や自尊心の向上にも影響する重要な取組です。また、障がいの程度によっては、自立よりも日中を過ごす居場所や交流の機会につながることを希望する場合があることも考慮し、一般就労と福祉的就労の双方の充実を図っていく必要があります。

アンケート調査結果では、平日の日中の過ごし方として、会社勤務や自営業などの収入を得る仕事をしている人は、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者では1割以上、精神障害者保健福祉手帳所持者では2割弱となっています。また、福祉施設や作業所に通っている人は、身体障害者手帳所持者では1割未満ですが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では3割弱となっています（25ページ参照）。

また、同調査結果から、子どもに希望する将来の暮らし方として、半数以上が自立を希望しており（37ページ参照）、介助者の介助が困難になった際に子どもに必要なと思うこととして、5割弱が就職のための支援を求めている（37ページ参照）ことがわかります。

全国的に発達障がいのある子どもが増加傾向にあることや、本町の療育手帳所持者のうち、0～17歳の子どもが増加傾向にあることから、本人とその保護者の就労へのニーズは高まっていくことが示唆されます。さらに、近年、介助者の高齢化から家庭内での介助が困難になり、障がいのある40～50歳代のひきこもりの方の就労希望が見受けられるようになっています。

これらのことから、事業所と連携した雇用の創出や福祉施設や作業所の充実・確保がさらに求められます。

施策の方向性

障がいのある人の自立や社会参加に向けた取組として、雇用の場の拡大をはじめ、就労継続支援や優先調達の推進などの福祉的就労の場の充実を図ります。

また、引き続き、就労支援を提供している事業所と連携して、精神障がいのある人や長くひきこもってしまっていた人への働く環境への順応や雇用先への理解の促進などにも努めます。

具体的な施策

① 障がい者の雇用の場の促進

公共職業安定所等と連携して障がい者の雇用を促進し、障がい者に配慮した適切な就労条件の整備を図るために、事業主等を対象にした広報や啓発活動を行います。

○障がい者雇用の促進

障がい者の職業的自立を促進するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の雇用を促進します。

○障がい者雇用の広報・啓発

事業主等に対して、障がい者の雇用機会の拡大のために雇用に関する啓発を推進します。

○就労移行支援

障がい福祉サービスの就労移行支援の確保と利用促進を図り、障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努め、一般就労へとつながるよう支援します。

② 福祉的就労の場の充実

一般就労は困難でも、社会参加への意欲を高め、適性や能力が十分に発揮できる福祉的就労の場の利用促進と就労環境の充実に努めます。

○就労継続支援

障がい福祉サービスの就労継続支援の確保と利用促進を図り、障がい者の福祉的就労の場の充実に努めます。

○優先調達の推進

障がい者施設等における、委託業務の発注や物品購入等の促進に努めます。

基本施策（４）社会参加の促進

現状と課題

障がいがあることで、その選択肢や可能性が狭められることがない社会づくりをめざしていくために、障がいのある人が気負うことなく、前向きに社会参加ができるまちづくり、地域づくりを推進していくとともに、外出のしやすさとして移動手段の確保等の充実に取り組んでいく必要があります。

アンケート調査結果から、１週間に１回以上外出している人は８割弱ですが、外出するための移動手段としては家族または本人が運転する自動車での移動が９割弱と高くなっています（28ページ参照）。

今後、本人や介助者の家族が高齢化したり、障がいの程度が重くなってしまうなど、自動車での移動が困難になることで外出頻度が下がらないよう、移動手段の確保が求められます。

施策の方向性

障がいのある人の社会参加の一環として、スポーツやレクリエーション、各種イベントなどの内容の充実や、地域との交流につながる文化・芸術・アートへの参加機会の充実に努め、地域共生社会の実現に向けた支援体制を整備します。

また、移動手段の確保として、福祉タクシー制度やデマンド交通等の利用内容の充実に努めます。

具体的な施策

① スポーツ・レクリエーション活動の促進

障がい者スポーツの普及に向けて、誰もがともに参加できるスポーツ教室として卓球、バドミントン、陸上などを実施するほか、スポーツ大会として、スポーツフェスタ（夏季大会には地区対抗野球やユニカール、グラウンドゴルフ、秋季にはニュースポーツなどのレクリエーションを開催）をはじめ、ウォーキング大会、なわとび大会などを開催し、障がいの種別や程度に応じたスポーツが楽しめるよう、地域の障がい者スポーツに関する情報の収集や提供に努め、スポーツ活動への参加促進を図ります。

さらに、指導者の確保やボランティアの育成・派遣など、必要な援助体制の確立に努めていきます。

② 文化・芸術活動の促進

障がい者の文化・芸術活動に関わる情報の収集や提供を行い、その普及に努め、各種文化活動を支援する体制の整備を図るとともに、障がい者や障がい福祉団体の自主的・主体的な文化・芸術活動の活性化を図るため、その活動を支援していきます。

また、読書バリアフリー法の趣旨に基づき、関係機関と連携を図りながら視覚障がい者等の読書環境の整備及び読書活動の推進、周知に努めます。

③ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の実情を踏まえながら、障がいに関わらずすべての地域住民が主体的に地域づくりに取り組み、住み慣れた地域で必要な支援を受けられよう、支援体制の構築に努めます。

④ 移動支援の充実

障がい者の社会参加の機会や行動範囲の拡大を促すため、地域生活支援事業の移動支援事業や障がい福祉サービスの行動援護などの利用促進を図り、安心して自由に外出できるよう、移動環境の整備を推進します。

○福祉タクシー制度の利用促進

電車やバス等の通常の交通機関を利用することが困難な重度の心身障がいのある人の社会参加の促進を図るため、必要な交通の便を確保するとともに、その経費の一部を助成する福祉タクシー事業を実施しています。また、制度の周知・普及を図るとともに、利用促進や利便性の向上に努めます。

○デマンド交通の利用促進

障がいのある人はもとより、通院、買物等の日常生活に必要な移動手段を確保し、福祉サービスの向上を図るため、利用希望に応じて運行するデマンド交通を町内（町外の一部医療機関）で実施しています。制度の周知・普及を図るとともに、利用促進や利便性の向上に努めます。

基本目標 2 誰もが互いに尊重し合える学びの機会づくり

基本施策（１）権利擁護の充実

現状と課題

権利擁護とは、人が人として尊厳を持って生きていくことを守る、といういい方に置き換えて考えると、障がいのある人を取り巻く状況では、虐待の防止や合理的配慮を含めた差別の解消、または本人の判断や行動が難しい場合に代理人が本人の意志を尊重して対応する成年後見制度などがあげられます。

障がいのある人の権利擁護を充実させるためには、ともに暮らすすべての町民が虐待や差別の実態を把握し、その防止や解消に向けた知識や理解を身に付ける機会の拡充が求められます。

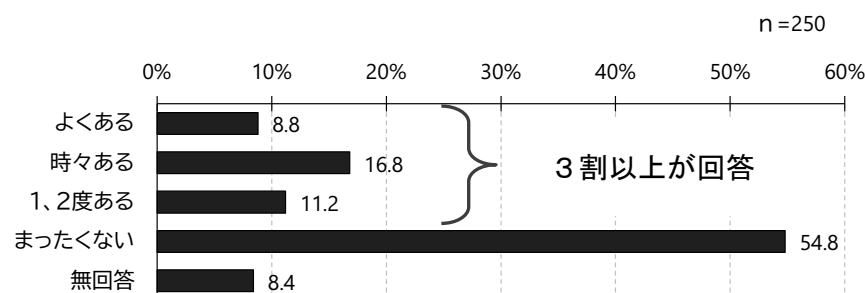
また、今後、障がいのある人とその介助者や家族の高齢化が進行することが予測される中で、本人の障がいの重度化や認知症を患うことが懸念されるため、自身の意思が相手に伝わるうちに後見人の確保や相談支援につなげていく必要があります。

アンケート調査結果では、障がいのことで差別や嫌な思いをしたことがある人は3割以上で、特に、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者が多くなっています。また、差別や嫌な思いをしたことがある場面では、出かけたときや家の近所など身近な場所が多く、視線を感じる、態度に出される、合理的配慮がないなど、差別や嫌な思いをさせている人の自覚や意識の低さも考えられます。

さらに、同調査結果から、障がいのある人自身でも、成年後見制度について内容まで理解している人は2割に満たない状況で、成年後見制度という名称も知らない人は4割弱となっています。

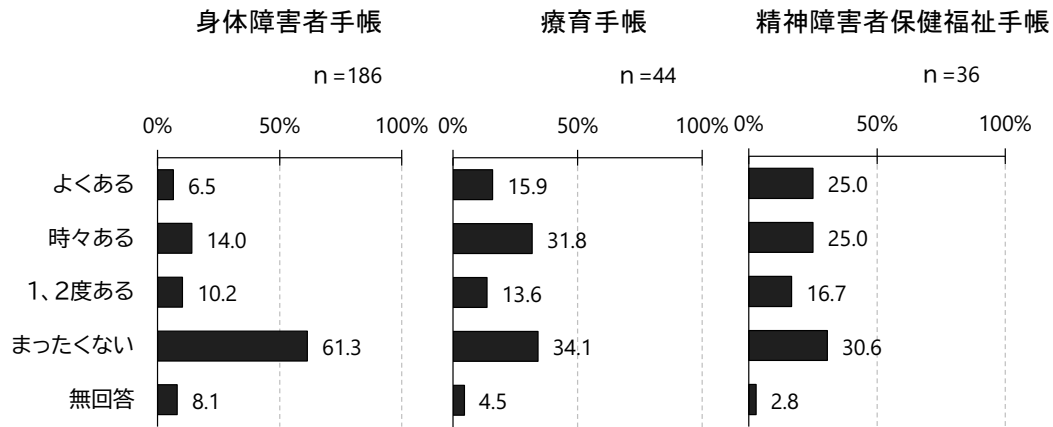
■町民アンケート調査結果（18歳以上の障がい者票）

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか

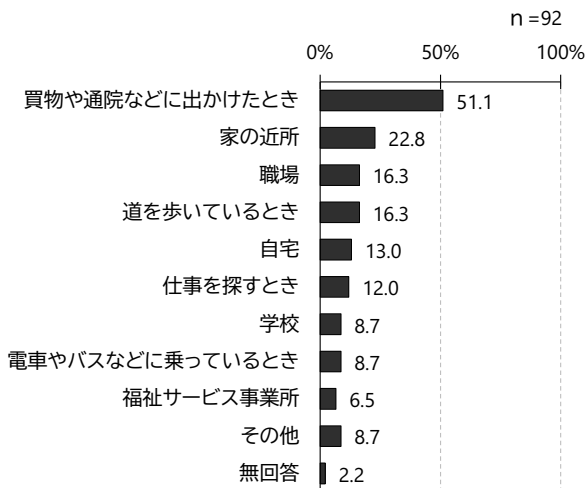


■町民アンケート調査結果（18歳以上の障がい者票）

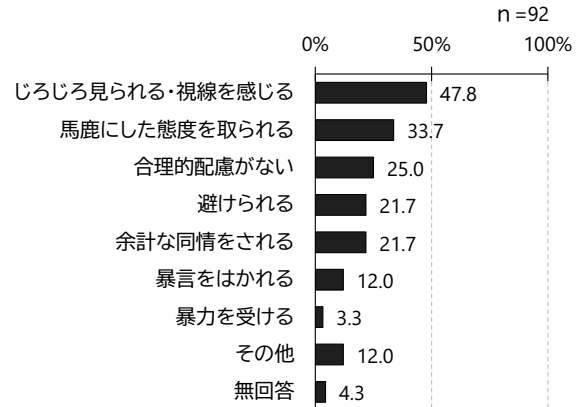
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか（障害者手帳別）



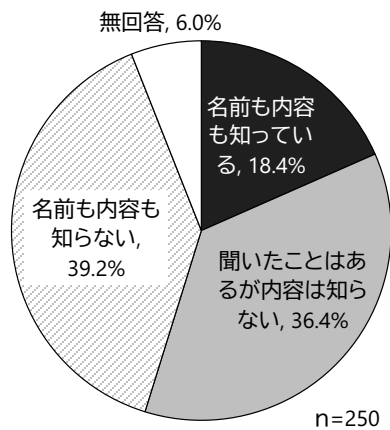
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある場面



障がいがあることで差別や嫌な思いをしたこと



成年後見制度の認知状況



施策の方向性

障がいのある人が虐待や差別を受けないよう、広く町民やサービス提供事業所、学校、専門機関等へ実態の把握をし、内容の理解を促進するよう周知に努めます。

また、障がいのある人本人及びその介助者や家族等に対して、成年後見制度の利用促進に向けた制度の周知と利用支援を推進します。

具体的な施策

① 障がい者虐待防止のための理解促進

障害者虐待防止法により、虐待の発見者に対する通報が義務付けられていることについて、住民及び事業所への周知を図ります。

② 障がい者差別解消の推進

障がいのある人に対する差別等について、国及び県と連携し、広報紙やホームページによる情報提供や、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。

また、国の策定する基本方針に基づき、社会的障壁の除去が図られるよう、必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

③ 成年後見制度の周知・利用支援

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより意思表示が困難な高齢者や障がい者の権利を擁護するため、成年後見制度の周知及び利用支援を図ります。

また、関係団体等と連携を図り、広域・圏域での整備も検討しながら中核機関を設置することにより、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化を図ります。

さらに、障がいのある人も含めた全町民に向けた、成年後見相談会を2か月に1回開催し、制度の理解や利用の促進に努めます。

基本施策（２）幼児教育・療育の充実

現状と課題

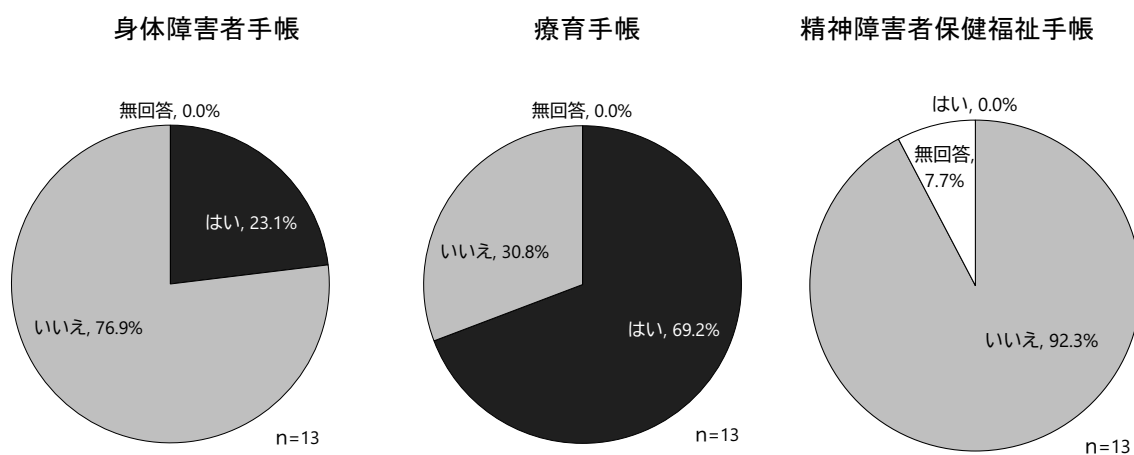
発達に心配のある子や障がいのある子については、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な保健・医療・療育等を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。障がいの発生時期や原因は様々であり、乳幼児期においては、障がいや発達に心配のある子の早期発見に取り組み、治療や療育等の支援につなげる必要があります。

アンケート調査結果から、障がいのある子どもまたは障がい福祉サービスを受けている子どものうち、身体障害者手帳所持者は約２割、療育手帳所持者は約７割、精神障害者保健福祉手帳所持者はいませんでした。また、発達障がいの確定診断を受けていないが、医師や保健師等からその傾向や症状がうかがえるといわれたり、保護者本人や家族がそう感じるなど、いわゆる“グレーゾーン”の子どもも１割以上いる状況です。

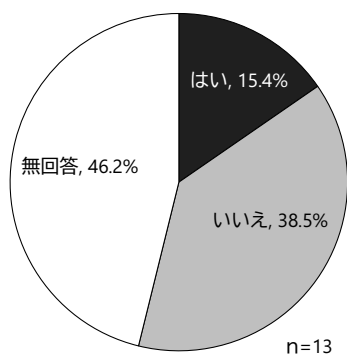
主に知的障がいと発達障がい、さらにその心配があるグレーゾーンの子どもたちに対して、必要な療育支援が提供されるとともに、保育・教育環境における障がいや発達への理解と、保護者への配慮、さらには行政をはじめとする関係機関との連携による早期発見・対応へつなげる体制の整備が求められます。

■町民アンケート調査結果（１８歳未満の障がい児の保護者票）

所持している障害者手帳の種類



子どもが、発達障がいの確定診断を受けてはいないが、医師や保健師等からその傾向や症状がうかがえると言われた、または、あなたや家族がそう感じるなど、いわゆる“グレーゾーン”だと思うか



施策の方向性

障がいのある子どもや発達に不安のある子どもに対して、早期発見と適切な対応ができるよう保健・福祉・医療・保育・教育等の様々な側面から理解を深め、関係機関同士との連携と、十分な支援が提供できる体制の整備に取り組みます。

具体的な施策

① 早期療育体制の充実

乳幼児健診等によるスクリーニング（※）の結果を踏まえ、二次的な健診及び相談を実施し、発達の状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を行います。

また、障がいの早期発見のための保健、医療、福祉、教育等の連携強化を図ります。

※スクリーニング：集団検診等で目的とする疾病について、潜在的な異常値を示す人やすでに発症している人を選び出す医学的な手法をいいます。

② 障がい児サービスの充実

心身に障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他必要な指導を実施します。

○障害児相談支援

すべての障がいのある児童を対象に、子どもまたはその保護者の意向などを踏まえて、障害児支援利用計画を作成します。利用者とその家族が適切なサービスにつながるよう、的確な相談支援に努めます。

○放課後等デイサービス

支援を必要とする就学児童で、障がいのある子どもや発達に特性のある子どもが、放課後や長期休暇に利用できる福祉サービスです。自立支援と日常生活の充実のための活動等を行います。利用時間帯やサービス内容などについて可能な限り調整を行い、利用者とその家族の負担軽減やサポートにつなげられるよう努めます。

③ 障がい児保育の充実

障がいのある児童を保護者が安心して保育所等に預けられるよう、受入体制と保育環境の充実を図るとともに、保健、福祉、教育が連携して個々の障がいのケースをよく理解し、個別の支援に努めていきます。

④ 療育相談支援の促進

子育て世代包括支援センターとの連携により、障がいのある子どもを抱える家族の不安を和らげるため、障がい児とその家族に対し、療育から就学までの切れ目のない相談支援に努めます。

基本施策（３）障がい児の教育環境の充実

現状と課題

全国的にみると、発達に不安のある子どもは増加傾向にあります。本町においては、特別支援学級に通学している小学生、中学生及び町外の特別支援学校に通学している高校生の合計をみると、年によって児童・生徒数は大きく変動しており、増えているとはいいい切れません。しかし、療育手帳所持者のうち0～17歳が増加傾向にあることから、障がい児教育の環境を整備していく必要が示唆されます。

学校教育の充実にあたっては、障がいのある児童・生徒が、必要な配慮のもと、障がいのない児童・生徒とともに教育を受けることができるインクルーシブ教育システムの構築が望まれています。

このような、ともに学ぶ環境づくりを推進する一方で、個別の支援ニーズのある児童・生徒が、将来の自立と社会参加を見据えて、成長段階ごとに最適な支援を受けられるよう、特別支援学校などの多様な学びの場の充実に努めるとともに、学習や学校での過ごし方をサポートする支援員の配置等を検討していく必要があります。

アンケート調査結果では、さらに充実してほしい教育施策として、学習をサポートする支援員の配置に高いニーズがあり（35ページ参照）、また、保育・教育環境に今後希望することとして、日常的な相談・支援体制の充実に半数以上の保護者が回答しています（36ページ参照）。

施策の方向性

障がいのある子どもや発達に不安のある子どもとその保護者が、安心して教育が受けられる環境の整備に向けて、保護者への相談支援の充実や人員配置、職員への理解の促進に取り組みます。

具体的な施策

① 就学・教育相談体制の充実

学校と行政機関が連携し、保健・福祉、教育等における就学・進路相談機能の充実と相互連携を強化し、切れ目のない一貫した相談支援を行います。また、スクール・カウンセラー（SC）を配置し、子どもたちへの心のケアや相談支援を行います。

② 障がい児に対する適切な教育機会の提供

特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合の人員、施設・設備の配慮を行います。

③ 特別支援教育の推進

これまで対象となっていた障がいのほか、学習障がい（LD）や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム障がいなどの広汎性発達障がい（PDD）を含め、障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育的支援を行っていきます。

基本施策（４）地域交流の推進

現状と課題

障がいのある人や子どもたちとその保護者、介助者、家族等が地域で孤立することのないよう、身近な地域で交流の機会を促進することは、障がいのある当事者本人たちに無理のない範囲で取り組まれるべきことです。また、地域住民に障がいに対する理解や認識が広がることは、福祉の人材育成にもつながることから、地域や関係機関と連携した周知・啓発の取組も求められます。

施策の方向性

市内の保育園、認定こども園、小・中学校と連携し、地域交流の機会の創設に向けた取組を推進します。また、障がいのある・なしや年齢、性別に関係なく、地域住民同士の交流の機会に、障がいのある人が関わりやすくなるよう、機会や場の充実に努めます。

具体的な施策

① 交流教育の推進

障がいのある子どもが小学校や中学校の児童・生徒たちと交流を深め、さらに地域社会との相互理解を図るため、活動をともしる機会を設けるなどの事業を進めていきます。

② 交流機会の提供

人と人とのつながりを育てるためには、地域での様々な交流が必要であることから、子どもと高齢者など世代間の交流など、日常の中で子どもや障がい者と高齢者などがともに心をふれあう交流の場として、居場所づくりに努めます。

基本目標 3 支え合う地域と安心して暮らせる生活環境づくり

基本施策（１）情報提供と相談支援体制の充実・強化

現状と課題

障がいのある人には、その特性や程度によって、外出を控えていたり、人との関わりが難しい場合があります。通常よりも情報が届きにくいという実情があります。

一方で、近年は、パソコンやスマートフォンの普及により、ITやICTの利用が一般的にとり行われるようになっていきます。行政機関の情報もデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に取り入れることで、SNSやオンライン上での情報提示を行う機会が増えてきています。

そのような中で、情報の発信や取得が便利になっていくものと、逆に情報を取得しづらくなっているものとで情報格差が生まれてしまうことが危惧されています。

障がいのある人にとっても、文字が読みづらい人や電子機器の扱いが困難な人もいる一方で、知的障がいや精神障がいのある人などは比較的若い世代が多いことから、デジタル情報のほうが受け取りやすいという場合があります。また、障がいのある子どもや発達に不安を感じている子どもの保護者などは、スマートフォンからの情報取得のほうが効率的である場合もあります。

アンケート調査結果では、障がいや福祉サービス等に関する情報の主な取得先として、インターネットとの回答は、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者では1割未満で、精神障害者保健福祉手帳所持者は1割以上ですが、障がいのある子どもの保護者は4割近くになっています。

この情報の取得先については、病院の医師や看護師、施設の職員などから情報を取得しやすいなど、状態や状況などの個人差があることから、インターネットを介した情報提供の充実とあわせ、これまでの紙媒体や事業所等を通じた情報提供の充実をさらに強化していくことも重要となります。

相談支援についても、昨今の社会情勢の潮流から、その対応方法の検討が進められています。

行政においても、これまでの縦割りの対応から、分野を超えた横断的な相談支援体制が求められるようになり、その背景には、相談者の抱える問題の多様化・複雑化があります。

例えば、障がいがあるが、生活困窮状態で仕事を必要としている人や、家族に乳幼児と介護が必要な高齢者がいる人など、福祉分野においても複数の部署や機関との連携が求められるケースが増えています。

このような複雑な相談に対する、適切な対応と適切な機関へつなげる機能が必要になることから、国では、重層的支援体制整備事業等を推進し、総合相談窓口の設置や協議体を開催するなどの対応を都道府県や市町村に向けて求めています。

本町においても、こうした複雑な相談者に対して、部署間連携・多職種連携を行い、適切な支援へつなげられるよう取り組んでいます。

施策の方向性

情報の発信方法、情報の取得方法について、障がいのある人やその介助者、家族等ができるだけ情報を受け取りやすいよう、多様な手段を講じるとともに、情報アクセシビリティの観点から、新しい機器や手段が主流となっても、障がいのある人の情報格差を生まないよう支援します。

また、複合的な相談に対して、適切な対応を随時行えるよう、行政機関及び関係機関の内外で連携体制の整備を推進します。

具体的な施策

① 情報アクセシビリティの充実

障害者差別解消法に基づき、障がいのある人の情報格差をなくすために、広報紙やホームページの利用、サービスに関するガイドブックの作成など、障がい者が地域で生活する上で必要な様々な情報提供の充実を図ります。また、インターネットを活用した情報発信を推進するとともに、利用が困難な人に対する支援方法を工夫します。

② 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人の年齢や障がいの状態、さらには家庭の状況などに応じ、それぞれが必要とする支援やサービスを受けられるよう、安心して気軽に利用できる相談支援体制の充実を図り、検証・評価を行うことで各種機能の更なる強化・充実に向けた体制の整備を行います。

○行政による相談支援

町福祉課の窓口において、障がいのある方やその家族等の相談支援を通じて、必要な情報の提供や助言、また、サービスの利用支援や関係機関等へのつなぎ機能を果たすなど、障がい者本人とその家族に対するきめ細かな相談支援の充実に努めます。

○民生委員児童委員の相談活動の充実

地域における身近な相談相手として、住民の日常生活に関する相談に応じるとともに、障がい者など援助を必要とする人の相談・助言など個別援助活動を行う民生委員児童委員の相談活動を充実します。

③ 専門的な相談支援体制の整備

基幹相談支援センターの設置により、障がい者の特性に配慮した総合的・専門的な相談窓口の確保を図ります。また、利用者のニーズに合わせたサービスを総合的に提供するため、相談支援事業所との連携を図り、サービス等利用計画の作成などにより適切な支援につなげる体制の整備に努めます。

基本施策（２）ボランティア活動と地域福祉の推進

現状と課題

障がいのある人がいる家族が集まって活動する家族会や、ボランティア活動団体の取組は、地域における福祉の推進において重要な取組です。近年では、そうした地域活動団体の高齢化が進み、新規会員の入会が困難になっていることから、活動を休止する団体も増えてきています。

そうした背景には、共働き世帯の増加や高齢になっても働き続ける元気な高齢者が増えていることも１つの要因として考えられます。しかし、障がいに関する悩みを抱える介助者や家族等が、一人で悩みを抱え込みすぎてしまわないためにも、地域活動団体の必要性は高いと考えます。

施策の方向性

地域で活動する団体を支援し、支え合い・助け合いによる地域づくりをめざします。また、学校等と連携し、ボランティア意識の醸成を図るとともに、人材の育成、確保に向けた取組を推進します。

具体的な施策

① 地域福祉活動の促進

地域住民やボランティア団体、行政等が連携し、制度による公的サービスの提供や利用だけでなく、ボランティア活動など住民参加による地域福祉活動の振興を図り、みんなで支え合う地域づくりを進めます。

② 学校教育におけるボランティアの推進

清掃活動や福祉施設の入所者との交流などを通して、小・中学校におけるボランティア活動を推進していきます。

③ 手話通訳者等の養成

障がいの特性に応じた意思疎通支援のため、手話通訳者・奉仕員、朗読奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳の養成に努めていきます。

○手話言語条例の理解・促進

条例の制定に伴い、手指や体の動き、表情を使い視覚的に表現する言語としての手話について、手話が言語であるとの認識を広く共有するとともに、必要な言語としての理解・促進に努めていきます。

○手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の円滑な社会生活に向け、その意思疎通を援助するため、日常会話程度の手話表現技術の習得を目的とした研修事業を行います。

基本施策（３）障がい福祉サービスの充実

現状と課題

障がいのある人の地域生活を支えていくためには、援助を必要とする障がいのある人はもとより、在宅で介護をしている家族などの介護負担を軽減するため、必要なサービス体制づくりを一層進めていく必要があります。

施策の方向性

本町では、これまで障がい福祉計画・障がい児福祉計画を３年に一度の期間で見直し、策定して計画的にサービスの提供量と質の向上に努めてきました。今後も、町の障がい者福祉における現状を十分に把握し、ニーズや課題に対応するサービス提供量の確保に努めます。

具体的な施策

① 障がい福祉サービスの提供体制の充実

障害者総合支援法に基づく「障がい福祉サービス」、児童福祉法に基づくサービスの提供体制の確保・充実に努めます。

（具体的な取組については、『障がい福祉計画・障がい児福祉計画』を参照）

② 地域生活支援事業の推進

障がい者等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、各種事業を実施します。

（具体的な取組については、『障がい福祉計画・障がい児福祉計画』を参照）

③ 難病に関する支援の充実

指定難病の医療費助成の対象疾病が、令和６（２０２４）年４月１日から３４１疾病に拡大されました。難病関連の情報収集と情報提供に努め、関係機関と連携をとり相談支援を行います。

○特定疾患見舞金

治療の確立していない難病の方やその家族の労苦を見舞うとともに、福祉増進を図るため、特定医療費（指定難病）受給者証交付者及び小児慢性特定疾病医療受給者証交付者に対し見舞金を支給します。

○在宅の難病患者等に対する支援

在宅療養を続ける難病患者の生活支援のため、必要な福祉サービスの利用支援や日常生活用具の給付等を行います。

④ 各種減免制度の周知と利用促進

税金の減免のほか、公共交通機関等の運賃、有料道路料金、NHK放送受信料、携帯電話の基本使用料など各種割引や減免制度の周知・普及を行います。

⑤ 強度行動障がいに対する支援

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が頻回に出現するなど、養育努力があっても著しい処遇が困難な方に対し、家族や支援者の負担軽減や行動障がいを有する方が安心して通える日中活動の提供のため、事業所と連携し各種研修を実施するとともに、特性の理解に基づく適切な支援体制の整備に努めます。

基本施策（４）生活環境の整備

現状と課題

障がいのある人が、安全、安心して暮らしていくためのまちづくりを整備していく必要があります。日常的な安全、安心な暮らしにおいて、住まいの確保は重要です。障がいがあることによって、住まいの確保が困難にならないよう、また、多様な住まい方を検討し、選択肢を増やしていくことが求められます。

国では、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承を掲げ、「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザインの街づくり」を引き続き発展させるよう理解促進に継続して取り組むこととしています。本町においても、計画的なまちづくりによるバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を推進しており、引き続き障がいのある人の外出がしやすいまちづくり整備を推進します。

昨今、東日本大震災や熊本地震、記憶に新しい能登半島地震などの大規模災害の発生や、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大などにより、防災や感染症予防への取組の推進が図られていますが、災害時等に支援を必要とする人への配慮や必要な支援の整備はいまだに十分ではなく、引き続き検討が求められます。

防犯の観点からみると、これまでの消費者問題や詐欺などへの啓発に取り組むとともに、インターネットの普及による“ネット犯罪”も多発していることから、多岐にわたる犯罪に対する周知と啓発の取組も求められます。

施策の方向性

住環境の確保をはじめ、地域で障がいのある人が不自由なく暮らしていけるよう計画的なまちづくりを推進します。また、安全、安心なまちづくりに向け、関係機関と連携して防災・防犯対策や感染症予防・対策、施設や設備の整備に取り組みます。

具体的な施策

① 住環境の整備

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるよう、住宅改造の助成や障がい者向け住宅の確保を図るとともに、グループホームの整備も推進します。

② 福祉のまちづくりの推進

町の公共施設等については、スロープや障がい者用駐車場、点字案内板の設置など生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の整備促進を図っていきます。

また、幹線道路や生活道路については、歩道と視覚障がい者誘導用ブロックの設置を図っていくほか、公園・緑地・水辺空間についても、障がい者の利用に配慮した段差の解消やトイレの設置、危険箇所の改善に努めていきます。

このほか、建物や交通機関などのバリアフリーだけでなく、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」の拡充を進めます。

③ 防災対策の推進

大地震や台風などの大規模な自然災害発生時においても、支援が必要な人が円滑に避難できるように防災マップの作成を行い、町民に向けた周知を図ります。また、「塩谷町避難行動要支援者名簿」の周知と利用を推進するとともに、福祉避難所などの避難先でも障がいの特性によって過剰なストレスや負担がかからないよう、平時から事業所や関係機関と協議の場を設けて、必要な設備や備蓄の検討を行います。

さらに、災害が発生した後も、支援を必要とする人に可能な限りサービスが提供できるよう事業所と連携して「事業継続計画」の作成を推進・支援するとともに、体制の強化に努めます。

④ 防犯対策の推進

障がいのある人が犯罪や事故に巻き込まれることのないよう、警察署や消防署と関係機関及び町とが連携し、障がいのある人に向けた情報発信、周知、啓発に取り組みます。

⑤ 感染症予防・対策の推進

新型コロナウイルス感染症などの感染症の拡大を防ぐため、日ごろから感染症予防のための周知と公共施設における措置を継続して取り組みます。また、感染症感染拡大時においても、支援を必要とする人に可能な限りサービスが提供できるよう、事業所と連携して「事業継続計画」の作成を推進・支援するとともに、体制の強化に努めます。

第5章

成果目標及びサービスの 見込量と確保策の設定

【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

1 計画の基本方針

(1) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは

『障がい福祉計画』は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく『市町村障害福祉計画』として策定するもので、国の障がい福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量並びに確保のための方策を定める計画です。

また、『障がい児福祉計画』は児童福祉法第33条の20第1項に基づく『市町村障害児福祉計画』として、障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

第7期計画では、第6期計画（令和3（2021）年度から令和5（2023）年度）に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの計画を定めます。

(2) 計画の内容

① 記載すべき事項

第7期計画では、計画に記載すべき事項として計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と、目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

② 成果目標について

国の基本指針に基づき以下の7点について、第6期計画の実績及び地域の実情を踏まえて、令和8（2026）年度を目標年度として成果目標を設定します。

【国の基本指針に基づく成果目標】

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

③ 障がい福祉サービス等及び障害児のサービスの見込量と確保のための方策

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における障がい福祉サービス等及び障がい児のサービスの種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

④ 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

2 国の基本指針に基づく成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（施設入所者）のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

国の基本指針	●令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ●令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
--------	--



県の目標値	●令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所定員の1.4%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ●真に入所支援を必要としている障がい者を考慮するため、令和4（2022）年度末時点の施設入所定員の現状維持を基本とする。
-------	--



町の成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

項目	目標値等	考え方
令和5（2023）年3月31日の入所者数（A）	19	
令和8（2026）年度末の入所者数（B）	18	
【目標値】 減少見込数（A－B）	1	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	1	施設入所からグループホームなどへ移行した人の数

町の取組

施設入所者の地域生活移行を進めるためには、グループホームやアパート等の居住の場の確保、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域での暮らしを継続できるような体制を整備していきます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

国の基本指針	●精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ●精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。
--------	---



県の目標値	●精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を331.7日以上とすることを基本とする。 ●精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。
-------	---



町の成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

項目		目標値等	考え方
協議の場の設置		1か所	令和6（2024）年度末までに1か所設置
入院後の退院率	3か月時点	68.9%	
	6か月時点	84.5%	
	1年時点	91.0%	

町の取組

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざし、県及び他市町と連携を図り、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。また、精神障がい者の退院率については、国、県の目標値に基づいて設定しますが、これまでの実情も踏まえ、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう支援します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制をいう。）の機能の充実を図ります。

国の基本指針	●令和8（2026）年度末までに各市町村または圏域において地域生活支援拠点を1つ以上整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討する。 ●令和8（2026）年度末までに強度行動障がい者を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
--------	--



県の目標値	●市町区域を基本とし、少なくとも1つの地域生活支援拠点等の体制を整備する。 ●各市町または圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。
-------	---



町の成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

項目	目標値等	考え方
地域生活支援拠点等の コーディネーターの配置人数	1人	令和8（2026）年度末までに1人配置※令和5年3月31人時点は0人
地域生活支援拠点等の 検証及び検討の実施回数	1回	
強度行動障がい者の支援ニーズ を把握し支援体制を整備 【新規】	有	

町の取組

障がい者の地域での生活を支援する拠点等として、圏域または広域での整備をめざし、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討をすることとします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

国の基本指針	●令和8（2026）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 ●就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和3（2021）年度実績の就労移行支援事業を1.31倍以上、就労継続支援A型事業を1.29倍以上、就労継続支援B型事業を1.28倍以上をめざすこととする。 ●就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上をめざすこととする。 ●令和8（2026）年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ●令和8（2026）年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
--------	--

県の目標値	●令和8（2026）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を直近3か年の平均実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 ●就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ直近3か年の平均実績の就労移行支援事業を1.31倍以上、就労継続支援A型事業を1.29倍以上、就労継続支援B型事業を1.28倍以上をめざすこととする。 ●就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が、5割以上をめざすこととする。 ●令和8（2026）年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3（2021）年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ●令和8（2026）年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
-------	---

町の成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

項目	目標値等	考え方
令和3（2021）年度の 一般就労移行者数	0人	令和3（2021）年度において福祉施設から一般就労へ移行した者の数
令和3（2021）年度の 就労定着支援事業の利用者数	1人	令和3（2021）年度において就労定着支援事業を利用した者の数
【目標値】 令和8（2026）年度の 一般就労移行者数	3人 (1.28倍以上)	令和8（2026）年度において福祉施設から、一般就労へ移行した者の数
就労移行支援事業	1人	令和3（2021）年の1.31倍以上
就労継続支援A型事業	1人	令和3（2021）年の1.29倍以上
就労継続支援B型事業	1人	令和3（2021）年の1.28倍以上
【目標値】 一般就労へ移行した者の割合が 5割以上の事業所数	0事業所 (5割以上)	令和8（2026）年度末において就労移行支援事業を提供する事業所数
【目標値】 令和8（2026）年度の 就労定着支援事業の利用者数	2人 (1.41倍以上)	令和8（2026）年度において就労定着支援事業を利用した者の数
【目標値】 就労定着率7割以上の 就労定着支援事業所数	0事業所 (2割5分以上)	令和8（2026）年度末において就労定着支援事業を提供する事業所数

町の取組

福祉施設から一般就労への移行等及び就労移行支援事業等の利用者数の目標値は、国、県の目標値に基づいて設定しますが、これまでの実績や地域の実情を踏まえた目標値とします。

また、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の利用を促進するため、一般就労等への移行に向けた訓練の充実や、就労の定着と雇用の場を確保するとともに、今後は、就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等、相談機関等が連携した就労移行体制を整備していくことになります。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する体制を構築するとともに、障がいの度合いにかかわらず、すべての障がいのある児童が地域で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

また、障がいのある児童がより地域社会に参加しやすくなるために必要な支援や工夫を検討する体制を整備します。

国の基本指針	●令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ●令和8（2026）年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 ●令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ●令和8（2026）年度末までに、各都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。 ●令和8（2026）年度末までに、各都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。
---------------	--



県の目標値	●児童発達支援センターを各市町に少なくとも1か所以上確保する。ただし、地域の実情に応じ、圏域での体制確保も可能とする。 ●地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。 ●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を各市町に少なくとも1か所以上確保する。ただし、地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制を確保することも可能とする。 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1か所以上確保する。ただし、地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制を確保することも可能とする。 ●各圏域、各市町に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
--------------	--



町の成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

項目	目標値等	考え方
児童発達支援センターの設置	1 か所	令和8（2026）年度末までに1 か所設置※令和5年3月31人時点は0 か所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築【新規】	有	令和8（2026）年度末までに構築※令和5年3月31人時点はなし
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所	令和8（2026）年度末までに1 か所設置※令和5年3月31人時点は0 か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	令和8（2026）年度末までに1 か所設置※令和5年3月31人時点は0 か所
保健・医療・障がい福祉・保育・教育等が連携を図るための協議の場の設置	有	令和8（2026）年度末までに設置※令和5年3月31人時点はなし

町の取組

児童発達支援センターについては、広域・圏域での設置も視野に入れながら整備を検討します。

また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保や、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、コーディネーターの配置を推進します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保します。

国の基本指針	●令和8（2026）年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置することを基本とする。 ●協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うことを基本とする。
--------	---



県の目標値	●地域の相談支援体制の強化を図る基幹相談支援センターを各市町に少なくとも1か所以上確保する。ただし、地域の実情に応じ、複数市町による共同設置も可能とする。 ●各市町の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を強化する。国の基本指針に即して目標を設定し、県の協議会においては、各市町の協議会で明らかになった課題や取組等を把握し各市町と情報共有を図ることにより、市町の自立支援協議会の活性化を促進していく。
-------	--



町の成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

項目	目標値等	考え方
基幹相談支援センターの設置	1か所	令和8（2026）年度末までに1か所設置※令和5年3月31人時点は0か所
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	有	令和8（2026）年度末までに確保※令和5年3月31人時点はなし

町の取組

基幹相談支援センターの設置により更なる相談支援体制の強化をめざすとともに、相談支援員の養成・質の向上のための各種研修の受講を促し、関係機関等の連携、情報交換に努めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化し、サービス事業者が増加している中、より一層事業者が利用者に対して必要とするサービスを適切に提供することができるよう、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

国の基本指針	●令和8（2026）年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。
--------	--



県の目標値	●障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。
-------	---------------------------------------



町の成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

項目	目標値等	考え方
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	構築	令和8（2026）年度末までに構築 ※令和5年3月31人時点はなし

町の取組

関係機関と連携を図り、事業所等に対する指導監査を適切に実施するとともに、その情報を共有し、サービスの質の向上のために実施すべき体制の整備に努めます。

3 サービス等の見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

サービスの概要

サービス名	概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事など自宅での生活全般の介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または、重度の知的障がい者及び精神障がい者で常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事等の介助や、外出時における移動の補助を行います。また、最重度の障がい者であって重度訪問介護を利用している人に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行います。
同行援護	視覚障がい者の移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や援護、排せつ・食事等の介助、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の補助などを行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護の必要な程度が非常に高い人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

実績と見込量

（時間）は1か月あたりの総利用時間、（人）は実利用人数

サービス名	実績値		見込値	計画値（第7期計画）		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援						
利用量（時間）	13	178	234	263	293	322
利用者数（人）	9	9	8	9	10	11

町の取組

障がい者が安心して在宅で生活が送れるよう、見込まれるサービス量について、サービス提供事業者が必要なサービス量を確保できるよう連携を強化していきます。

(2) 日中活動系サービス

サービスの概要

サービス名	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、日中等において、入浴、排せつ、食事等の介助や創作的な活動、または、生産活動等の機会を提供するもので、障害支援区分が3以上（50歳以上の人は区分2以上）の人が対象となります。 なお、障害者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の人は区分3以上の人が対象となります。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立訓練（機能訓練）については、地域生活の中で、身体機能や生活能力の維持、回復を図るための支援を行うもので、国立身体障害者リハビリテーションセンター等が対象施設となります。 また、自立訓練（生活訓練）については、知的障がい者や精神障がい者に自立した日常生活を営むために必要な入浴、排せつ、食事等に関する訓練、日常生活における相談や助言のほか、必要な支援を行います。
就労選択支援	就労を希望する障がいのある人または就労の継続を希望する障がいのある人に対して、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の利用または一般就労をする前に、就労アセスメントを行うことで、本人の希望、就労能力や適性などに合った適切な選択ができるようサポートを行います。
就労移行支援	一般就労を希望する方を対象に、定められた期間において生産活動、職場体験等を通じて活動機会を提供するほか、就労に必要な知識や能力向上への訓練、求職活動への支援のほか、必要な相談支援を行います。
就労継続支援（A型） 事業	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労機会の提供や生産活動その他の活動機会を提供していくほか、知識や能力向上のための訓練を行います。A型は雇用型で、一般就労が見込まれる人が対象です。
就労継続支援（B型） 事業	B型は非雇用型で、通常の事業所で働くことが困難な人に、実情に応じた就労機会の提供や生産活動その他の活動機会を提供していくほか、個々人に即した知識や能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じた場合、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療を要する障がい者で、常時介護を要し日中等において病院で行われる機能訓練などのほか、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に、入浴、排せつ、食事等の介助のほか必要な支援を行います。

実績と見込量

(人日)は1人1か月あたりの総利用日数、(人)は実利用人数

サービス名	実績値		見込値	計画値(第7期計画)		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活介護						
利用量(人日)	937	838	884	910	937	964
利用者数(人)	51	50	54	56	59	61
自立訓練(機能訓練)						
利用量(人日)	0	0	0	20	20	20
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)						
利用量(人日)	0	0	0	17	17	17
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
就労選択支援						
利用量(人日)				0	1	2
利用者数(人)				0	1	2
就労移行支援						
利用量(人日)	46	36	20	56	56	56
利用者数(人)	3	2	1	3	3	3
就労継続支援(A型)						
利用量(人日)	1,331	167	259	311	374	449
利用者数(人)	6	8	12	14	17	21
就労継続支援(B型)						
利用量(人日)	365	375	392	420	450	481
利用者数(人)	19	20	20	21	23	24
就労定着支援						
利用量(人日)	3	0	0	1	1	1
利用者数(人)	1	0	0	1	1	1
療育介護						
利用量(人日)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
短期入所(福祉型)						
利用量(人日)	16	14	42	42	42	42
利用者数(人)	4	3	5	5	5	5
短期入所(医療型)						
利用量(人日)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

町の取組

現在サービスを利用している人を含め、今後も特別支援学校の卒業生や退院可能な精神障がい者等の地域生活への移行など新規増加が見込まれ、地域支援におけるサービスの提供体制を整備していく必要があります。ニーズを的確に把握した上で、効率的かつ効果的に必要なサービス量を確保し、適正な量で提供できるよう取り組みます。

(3) 居住系サービス

サービスの概要

サービス名	概要
自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	障がい者に共同生活を営むべき住居において、主に夜間、生活全般に関する相談を含む関係機関との連絡調整といった日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する必要がある障がい者に、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介助、調理、洗濯、掃除等の家事のほか、生活全般に関する相談を含む関係機関との連絡調整といった日常生活の支援を行います。

実績と見込量

（人）は実利用人数

サービス名	実績値		見込値	計画値（第7期計画）		
	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）
自立生活援助						
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）						
利用者数（人）	14	16	20	22	25	27
施設入所支援						
利用者数（人）	19	19	20	20	21	21

町の取組

地域での生活を希望する障がい者に対し、共同生活援助（グループホーム）などの情報を提供するとともに、地域住民との交流を図りながら、適切な日常生活上の援護や自立生活への助長が図れるよう支援します。

(4) 相談支援サービス

サービスの概要

サービス名	概要
計画相談支援	障がい者がサービスを適切に利用することで、自立した生活が営めるよう「サービス等利用計画」を作成し、ケアマネジメントによる支援を行います。 ※「サービス等利用計画」とは、指定特定相談支援事業者が福祉サービス等の利用を希望する申請者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成するものです。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者が退所または退院し、地域で住居を確保したり、地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設や病院等から退所または退院したり、家族との同居から一人暮らしに移行した人などで、地域生活が不安定な人に対して、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問、緊急対応等を行います。

実績と見込量

(時間)は1か月あたりの総利用時間、(人)は実利用人数

サービス名	実績値		見込値	計画値(第7期計画)		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
計画相談支援						
利用者数(人)	14	23	13	14	14	15
地域移行支援						
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
地域定着支援						
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

町の取組

「サービス等利用計画」を通じて、障がい福祉サービスの支給決定時からのケアマネジメントを実施し、さらに、一定期間ごとのモニタリングを行うことで、障がい者の抱える課題の解決を図ります。

また、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者が地域生活に移行するための地域移行支援、さらに、地域生活を継続するための地域定着支援があり、指定一般相談支援事業所を中心として、医療機関やサービス提供事業者等、地域における関係機関との連携を強化し、地域の様々な社会資源の活用で多方面から支援する体制づくりに努めます。

(5) 障がい児支援

サービスの概要

サービス名	概要
児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その必要な支援を行います。 また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であるため、その必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育とあいまって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所など（認定こども園、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設など）を2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、また、通所支援開始後は、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。 また、総合的な相談業務等を行う基幹相談支援センターを広域または圏域での設置を検討し、相談支援体制の強化・充実に努めます。
医療的ケア児調整コーディネーター	医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。

実績と見込量

(人日)は1人1か月あたりの総利用日数、(人)は実利用人数

サービス名	実績値		見込値	計画値(第7期計画)		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
児童発達支援						
利用量(人日)	27	17	17	30	30	30
利用者数(人)	3	3	3	4	4	4
放課後等デイサービス						
利用量(人日)	235	224	217	260	280	300
利用者数(人)	19	21	23	26	28	30
保育所等訪問支援						
利用量(人日)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援						
利用量(人日)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援						
利用者数 (延べ人/年)	3	3	2	2	3	3
医療的ケア児調整コーディネーター						
利用者数 (人/年)	0	0	0	0	1	1

町の取組

障がい児が身近な地域で、一人ひとりの特性に応じた保育・教育・療育を受けられる体制の整備のため、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討するなど、関係機関と調整し、サービスの円滑な利用に必要な支援の提供に努めます。

障がい児相談支援については、障がい者同様に、障がい児の「サービス等利用計画」を通じてサービスの支給決定時からのケアマネジメントを実施し、さらに一定期間ごとのモニタリングを行うことで、障がい児の抱える課題の解決を図ります。

重症心身障がい児や医療的ケア児の支援にあたっては、その人数やニーズの把握に努めるとともに、短期入所の実施体制については、家庭環境等を十分に踏まえた支援や多様化するニーズに合わせたサービスが提供できるよう、協議会等において役割等を検討します。

また、入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等の切れ目のない支援を行えるよう、コーディネーターの養成に努めるとともに支援体制の充実を図ります。

(6) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

事業の概要

相談支援事業は、障がい者の家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うものです。相談支援事業を適切に実施していくためには、地域自立支援協議会による中立・公平な視点を確保し、関係機関等との連携を深めていくことが求められています。

実績と見込量

サービス名	実績値		見込値	計画値（第7期計画）		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障がい者相談支援事業						
設置か所数（か所）	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会						
開催の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業						
実施の有無	無	無	無	無	無	有

町の取組

相談を必要とする障がい者やその家族がいつでも相談できるように相談窓口の周知を徹底し、より利用しやすい相談窓口になるようサービス向上に努めます。

また、地域自立支援協議会を活用し、福祉サービスの利用の援助や関係機関との連携が適切に行われるよう相談支援体制の整備を図ります。

② 成年後見制度利用支援事業

事業の概要

成年後見制度を利用することが有用であると認められるが、経済的な理由などで制度を利用できない方や申立人がいない知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

実績と見込量

サービス名	実績値		見込値	計画値（第7期計画）		
	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）
成年後見制度利用支援事業						
実利用人数（人）	0	0	0	1	1	1

町の取組

知的障がい者または精神障がい者の地域生活への移行の推進のほか、家族の高齢化やいわゆる“親亡き後”など、保護者や家族のサポートが難しくなる前に成年後見人を確保していく上で重要な制度であることから、制度の周知を図り利用促進に努めます。

③ 意思疎通支援事業

事業の概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

実績と見込量

サービス名	実績値		見込値	計画値（第7期計画）		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話通訳者派遣事業所数						
事業所数（か所）	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業実利用人数						
実利用人数 （人／年）	1	1	0	0	0	0
要約筆記者派遣事業実利用人数						
実利用人数 （人／年）	0	0	0	0	0	0

町の取組

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がい者の意思疎通を図るため、ニーズに応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣していきます。

④ 日常生活用具給付等事業

事業の概要

重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

実績と見込量

サービス名	実績値		見込値	計画値（第7期計画）		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護・訓練支援用具						
実利用人数 (人／月)	0	0	1	1	1	1
自立生活支援用具						
実利用人数 (人／月)	0	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具						
実利用人数 (人／月)	2	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具						
実利用人数 (人／月)	0	1	0	1	1	1
排泄管理支援用具						
実利用人数 (人／月)	29	29	27	27	28	28
居宅生活動作補助用具						
実利用人数 (人／月)	1	0	0	1	1	1

町の取組

実績等を勘案し、特に、「排泄管理支援用具」の利用者については、今後増加傾向が予想されることからこれらを含め、在宅の重度障がい者の日常生活の便宜を図るため制度の周知とあわせて利用促進を図っていきます。

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

事業の概要

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

実績と見込量

サービス名	実績値		見込値	計画値（第7期計画）		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話奉仕員養成研修事業						
実施の有無	有	有	有	有	有	有
受講者数						
実利用人数 (人／年)	0	5	6	7	8	9
研修修了者数						
実利用人数 (人／年)	0	5	5	7	8	9
登録者数						
実利用人数 (人／年)	0	2	3	4	4	5

町の取組

意思疎通を図ることに支障のある障がい者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、聴覚障がい者等との交流活動の促進と、町の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成していきます。

⑥ 移動支援事業

事業の概要

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。

実績と見込量

サービス名	実績値		見込値	計画値（第7期計画）		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
移動支援事業						
利用量 (延べ時間／年)	383	513	530	590	650	710
実利用人数 (人／年)	8	8	6	7	8	9

町の取組

移動支援事業は、社会生活上不可欠な外出や、余暇活動等への参加などの際に移動介助を行うものです。また、視覚障がい者の移動支援が「同行援護」として障がい福祉サービスに移行していることを踏まえ、利用者の状況に応じた柔軟な支援体制を図っていきます。

⑦ 地域活動支援センター機能強化事業

事業の概要

障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供をはじめ、社会との交流の促進等を行います。

実績と見込量

サービス名	実績値		見込値	計画値（第7期計画）		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域活動支援センター機能強化事業／町外事業所利用						
実施箇所数 (か所／年)	1	0	1	1	1	1
実利用人数 (人／年)	1	0	1	1	1	1

町の取組

地域活動支援センターは、障がい者等を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進等、地域の実情等に応じた柔軟な対応が求められていますが、塩谷町には整備されていないことから、近隣自治体の事業所と連携し、利用される人がよりよい支援を受けることができるよう、今後も連携をとりながら活用を図っていきます。

⑧ その他の事業

実績と見込量

サービス名	実績値		見込値	計画値（第7期計画）		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
日中一時支援事業						
事業者数（か所）	7	4	4	5	5	6
実利用人数 （人／月）	19	14	14	15	17	19
重症障がい児者医療的ケア支援事業						
実利用人数 （人／月）	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業						
実利用人数 （人／月）	1	1	1	1	1	1

町の取組

「日中一時支援事業」については、サービス提供を行っている指定事業者に依頼し、日中における活動の場の確保、障がい児の放課後等の居場所の確保、家族のレスパイトや負担の軽減を図ります。

「重症障がい児者医療的ケア支援事業」については、人工呼吸器装着などの医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者に対して、身近な医療機関での日中一時支援事業を継続して実施します。

「訪問入浴サービス事業」については、自力で入浴ができない在宅の重度障がい者に対して、サービス提供事業所から派遣して入浴及びこれに伴う介護のサービスを提供します。

第 6 章

計画策定後の推進体制

1 推進体制の確立に向けて

(1) ネットワークづくり

障がい者施策の円滑な推進に向けて、国や県、また、行政内部の各担当部署等と連携を図っていくとともに、障がいのある人やその家族、関係するサービス提供事業者や障がい者団体のほか、地域住民らがそれぞれの役割等を相互に確認し合いながら、障がい者支援のネットワークの確立に取り組んでいきます。

(2) 障がいをもつ人や支え合う人たちのニーズの把握

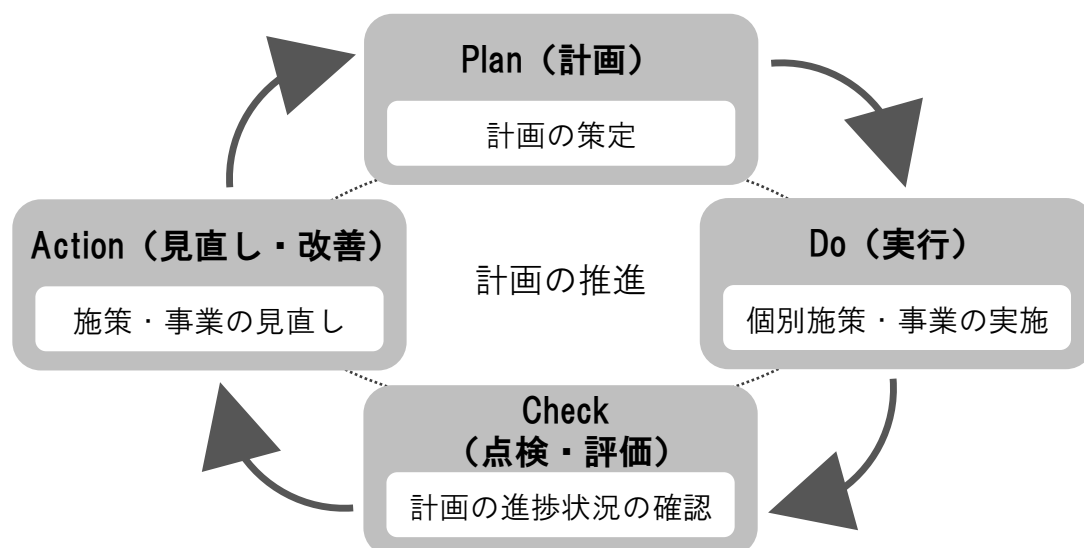
計画を推進していくにあたって、障がいのある人自身や支えていく人たちの意見、ニーズ等の把握に努め、見直しを含め計画へ取り入れていく体制づくりを行っていきます。

(3) 国や県等の関係機関との連携強化

障がい者福祉の中には、町で行うことが困難な広域的、あるいは専門的・技術的な事業もあることから、広域的な立場からの施設等の適正な配置や広域的な調整作業、また、モデル的事業の誘導を含め国や県等と必要に応じて協議を行い、町に対する助言や指導等を受けながら事業を進めていきます。

2 達成状況の点検並びに評価

地域自立支援協議会において、各年度におけるサービスの見込量等の達成状況を、PDCAに基づき点検・評価し、その結果を踏まえながら必要な対策等を検討していきます。



3 計画の見直し

計画期間中に、国の法改正等を含め、障がい者を取り巻く社会環境の変化が障がい者のニーズなどに影響を与え、障がい福祉を取り巻く行政需要等に変化が生じた場合、国や県等の動向をみながら必要に応じた見直しを行っていきます。

資料編

1 塩谷町障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

【委員】

敬称略 ◎委員長

No.	氏 名	団 体 名	備 考
1	鈴木 恵美	塩谷町議会教育福祉常任委員長	◎
2	大和田 信雄	塩谷町医師会長	
3	鈴木 栄一	塩谷町社会福祉協議会長	
4	大嶋 貴美枝	塩谷町民生委員児童委員協議会長	
5	鈴木 栄一	塩谷町身体障害者福祉会長	
6	植村 健一	精神障がい福祉家族クローバーハーツ代表	
7	福嶋 英樹	社会福祉法人 同愛会 ライキ園施設長	
8	斎藤 幸夫	塩谷町区長会長（住民代表）	

【事務局】

No.	氏 名	団 体 名	備 考
1	磯 京子	塩谷町福祉課長	
2	齋藤 成弘	塩谷町福祉課 主幹兼社会福祉担当リーダー	
3	遠藤 祐太郎	塩谷町福祉課 主事	

2 第7期計画策定経過

年月日	項 目	内 容
令和5年 7月18日～ 8月7日	町民アンケート調査の実施	- 障がい者調査票：250票／521票 - 障がい児（保護者）調査票：13票／28票
8月29日	事業所等ヒアリング調査の実施	町内事業所や相談支援員へ聞き取り調査を実施
11月16日	第1回 塩谷町地域自立支援協議会の 開催	塩谷町障がい者福祉計画 第7期計画策定（素案）について
12月22日	第2回 塩谷町地域自立支援協議会の 開催	塩谷町障がい者福祉計画 第7期計画策定（素案）について
令和6年 2月29日～ 3月21日	パブリックコメントの実施	

第7期

塩谷町障がい者福祉計画

発行日 令和 6 年3月

発 行 塩谷町

〒329-2292

栃木県塩谷郡塩谷町玉生955番地 3

TEL 0287-47-5173 FAX 0287-45-1840

企画・編集 塩谷町福祉課